

第2章 災害予防計画

第1節 気象等予報計画

第1 計画の方針

気象、地象、水防、火災等に関する予報及び警報等について、これらを迅速かつ的確に市民に周知するための伝達組織及び方法並びに発表基準等について定める。

第2 警報レベルを用いた防災情報の提供

警報レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第3 予報区

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、京都地方気象台が担当している。

本市区域は、「南部」（一次細分区域名）、「南丹市」（二次細分区域名）、「南丹・京丹波」（市町村等をまとめた地域）となる。

第4 一般の利用に適合する予報及び警報

1 特別警報

（1）特別警報の種類

ア 気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報

大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要が

あることを示す警戒レベル5に相当

(2) 気象警報に含めて行う特別警報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(3) 特別警報の発表基準

種 類	特別警報の発表基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

2 警報

(1) 警報の種類

ア 気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報。

大雨については、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

イ 洪水警報

洪水による重大な災害が予想される場合の警報。

高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

(2) 気象警報に含めて行う警報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報を行う。

(3) 警報の発表基準

種 類			警報の発表基準
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	121
洪水		流域雨量指数基準	由良川流域=19.5、 棚野川流域=17.9、 原川流域=8.8、 河内谷川流域=10.4、 西川流域=13.1、 東所川流域=5.2、 三俣川流域=12.2、 官山川流域=7.7、 園部川流域=9.4、 陣田川流域=5.8、 半田川流域=8.7、 本梅川流域=15.5、 八田川流域=7.7、 田原川流域=14.4、 志和賀川流域=5.1、 木住川流域=6.9、 中世木川流域=6.3、 海老谷川流域=6.2
		複合基準*	由良川流域= (8、17.5)、 棚野川流域= (6、16.1)、 原川流域= (8、7.9)、 園部川流域= (7、8.1)、 本梅川流域= (6、13.8)、 田原川流域= (6、12.9)、 志和賀川流域= (6、4.5)、 木住川流域= (6、6.2)
		指定河川洪水予報 による基準	淀川水系 桂川中流・園部川 [鳥羽・保津橋・小山]
暴風		平均風速	20m/s
暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ45cm

※表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

出典：京都地方気象台「警報・注意報発表基準一覧表」（令和5年6月8日現在）

3 注意報

(1) 注意報の種類

ア 気象注意報（風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報）

風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

大雨注意報は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

イ その他の気象注意報

次の場合にはそれぞれの気象現象名を冠した注意報が行われる。

(ア) 濃 霧 注 意 報 濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(イ) 雷 注 意 報 落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ウ) 乾 燥 注 意 報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、注意を喚起するための予報

(エ) なだれ注意報 なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想され

る場合に、注意を喚起するための予報

(オ) 着雪注意報 着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれがある予想される場合に、注意を喚起するための予報

(カ) 霜注意報 晩霜により農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(キ) 低温注意報 低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ク) 着氷注意報 著しい着氷により通信線や送電線への被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ケ) 融雪注意報 融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生すると予想される場合に、注意を喚起するための予報

ウ 洪水注意報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に注意を喚起するための予報

自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

(2) 気象警報に含めて行う警報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。

(3) 注意報の発表基準

種 類		警報の発表基準
大雨	表面雨量指数基準	8
	土壌雨量指数基準	85
洪水	流域雨量指数基準	由良川流域=15.6、 棚野川流域=14.3、 原川流域=7、 河内谷川流域=8.3、 西川流域=10.4、 東所川流域=4.2、 三俣川流域=9.7、 官山川流域=6.1、 園部川流域=7.5、 陣田川流域=4.6、 半田川流域=6.9、 本梅川流域=12.4、 八田川流域=6.1、 田原川流域=11.5、 志和賀川流域=4.1、 木住川流域=5.5、 中世木川流域=4.6、 海老谷川流域=4.9
	複合基準※1	桂川流域= (6、30.1)、 由良川流域= (6、12.5)、 棚野川流域= (6、11.4)、 原川流域= (7、7)、 河内谷川流域= (6、6.6)、 西川流域= (5、10.4)、 東所川流域= (5、4.1)、 官山川流域= (5、3.6)、 園部川流域= (5、7.3)、 陣田川流域= (5、4.6)、 半田川流域= (5、6.6)、 本梅川流域= (6、9.9)、 八田川流域= (5、6.1)、 田原川流域= (6、11.5)、 志和賀川流域= (6、3.2)、 木住川流域= (6、5.5)、 中世木川流域= (7、4.6)、 海老谷川流域= (7、4.9)
	指定河川洪水予報 による基準	淀川水系 桂川中流・園部川 [鳥羽・保津橋・小山]
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
濃霧	視程	100m
乾燥		最小湿度40%で実行湿度60%
なだれ		①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨 ※2
低温		最低気温－4℃以下※2
霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合
着雪		24時間降雪の深さ60cm以上 気温：－2℃～2℃

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は京都地方気象台の値

出典：京都地方気象台「警報・注意報発表基準一覧表」（令和5年6月8日現在）

<参考>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するため、降った雨が浸透しやすい土地や、逆に浸み込みにくく地表面に溜まりやすい土地など、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化した指標。大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いており、250m四方の領域ごとに処理を行い、最終的に1km四方の領域で出力される。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するため、降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを数値化した指数。各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いており、地表面を1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標で、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられている。全国の約20,000の河川を対象に、地表面を1km四方の領域ごとに算出する。

※流域雨量指数基準は、流域雨量指数を計算している全ての河川に設定されているが、洪水予報河川については、指定河川洪水予報により氾濫への警戒を呼び掛けるため、設定されていない。

4 注意報・警報の発表、解除

- (1) 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- (2) いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- (3) 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合のみ行う。

5 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。
- イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の留意点等を具体的に解説するもの。

- ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

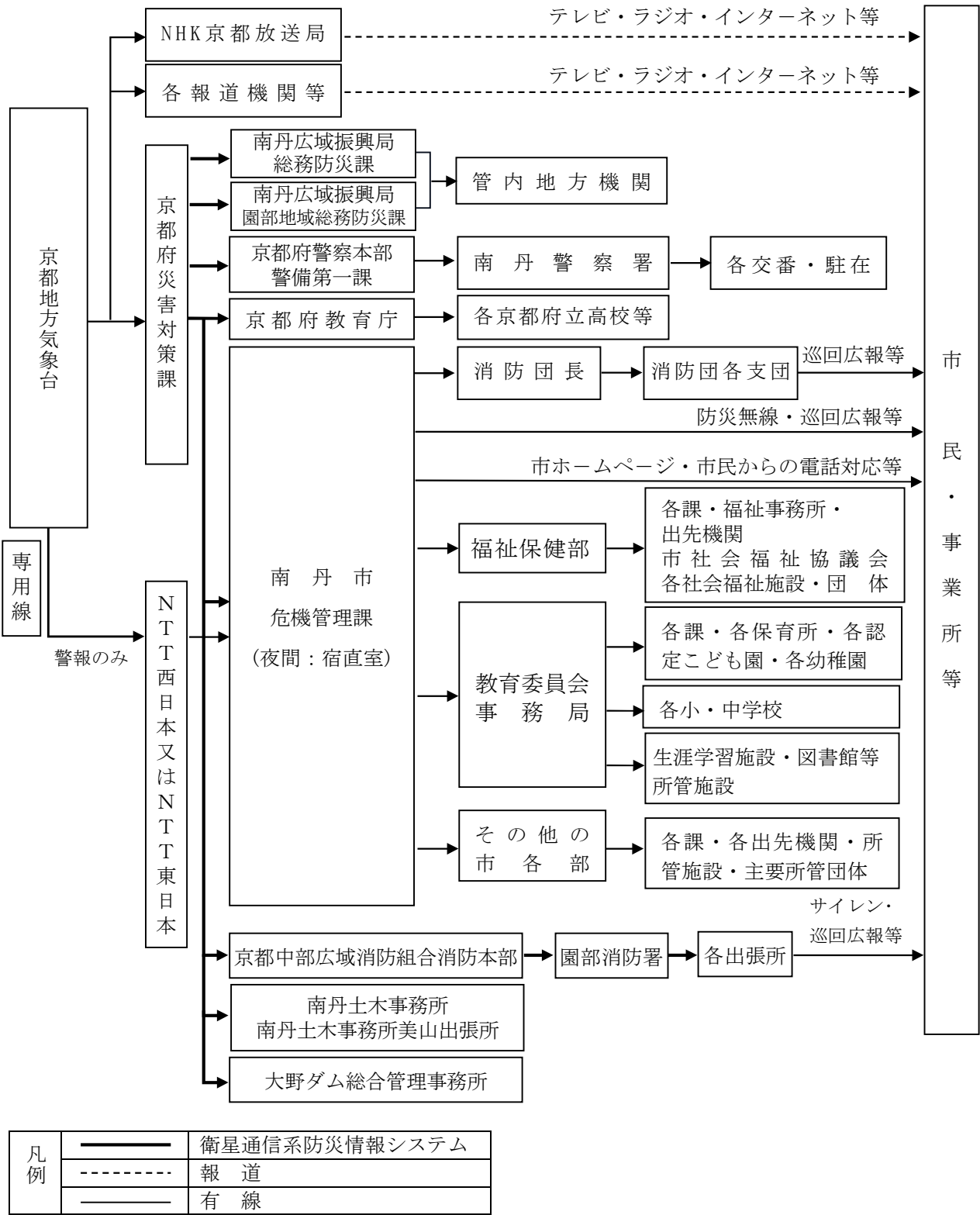
種 類	内 容
台風情報	・京都地方気象台が発表する ・台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。
大雨（雪）情報	・京都地方気象台が発表する ・大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。 ・台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。
記録的短時間大雨情報	・気象庁が発表する ①発表基準 1 時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報ずる。 ②意義 記録的短時間大雨情報における1 時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。 特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。 この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。
土砂災害警戒情報	・京都府と京都地方気象台が発表する ①意義 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。 市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ②発表基準等 ・土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検証対象災害事例（1991年～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。 ・過去の災害が無い1キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。 ・気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。 ③伝達 土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。
竜巻注意情報	・竜巻注意情報は、気象庁が発表する。 ・雷注意情報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。 ①意義 本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガス

種 類	内 容
	トフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。 ②伝達 竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。
大雨警報・洪水警報の危険度分布等	①土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ②浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ③洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 注：流域雨量指数の予測値 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

種 類	内 容
早期注意情報 (警報級の可能性)	・ 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨と高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
その他の気象情報	・ 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 ・ 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがる恐れがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

3 伝達系統

気象予報警報の伝達系統



4 伝達方法

- (1) 予報警報等は、京都府災害対策課及びN T Tを通じて市危機管理課に通知される。
- (2) 危機管理課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- (3) 時間外において通報を受理した場合は、危機管理課長に連絡するとともに伝達系統により市内伝達先へ通報する。
- (4) 有線通信途絶時における伝達については、市防災行政無線（戸別受信機も含む）、消防無線、有線放送、C A T V、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）を活用する等、最も迅速な方法により市内伝達先へ通報する。
- (5) 平成25年8月30日に開始された「特別警報」発令に係る防災情報の伝達方法については、次の要領で伝達する。

特別警報は、警報の基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に発表されることから、市民に対しては、昼夜を問わず可及的速やかにあらゆる媒体を通じて情報を伝達する。

1 防災行政無線による緊急放送

各戸の戸別受信機と屋外拡声子局で情報伝達を図る。

2 有線テレビ放送による緊急放送

有線テレビにより、特別警報が発表されたことを放送し、命を守る行動を促す。

3 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話会社大手3社（N T Tドコモ、a u、ソフトバンク）と契約し、南丹市内で、緊急的に伝達すべき事件、事象は、エリアメールで情報伝達する。

4 京都府防災・防犯情報メール配信システムの登録促進

市民に対して、京都府が運用している「京都府防災・防犯情報メール」の登録を促し、積極的な気象情報入手を周知する。

5 電話による連絡

警報や土砂災害警戒情報が出された段階で、注意喚起、自主避難も含め、地域（各区長等）に対して情報を伝達する。

第5 指定河川に対する洪水注意報・警報及び水防警報

1 気象庁長官と知事が行う洪水予報

水防法第11条第1項の規定により、京都府と気象庁が共同して、桂川、園部川の指定区間について桂川中流・園部川洪水予報を行う。

(1) 対象河川と区域

河 川 名	実 施 区 間	基準点名称	洪水予報発表者
園 部 川	本梅川合流点から桂川合流点まで	小 山	京都地方気象台長 京都府南丹土木事務所 長
桂 川	日吉ダム下流から亀岡市境まで	鳥 羽	
	亀岡市境から保津峡入口まで	保津橋	

※平成20年6月13日 京都府告示第279号

(2) 発表の種類及び基準

種 類	基 準	行動の目安 (警戒レベル)
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	警戒レベル3相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。	警戒レベル4相当
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル5相当

(3) 洪水予報基準点

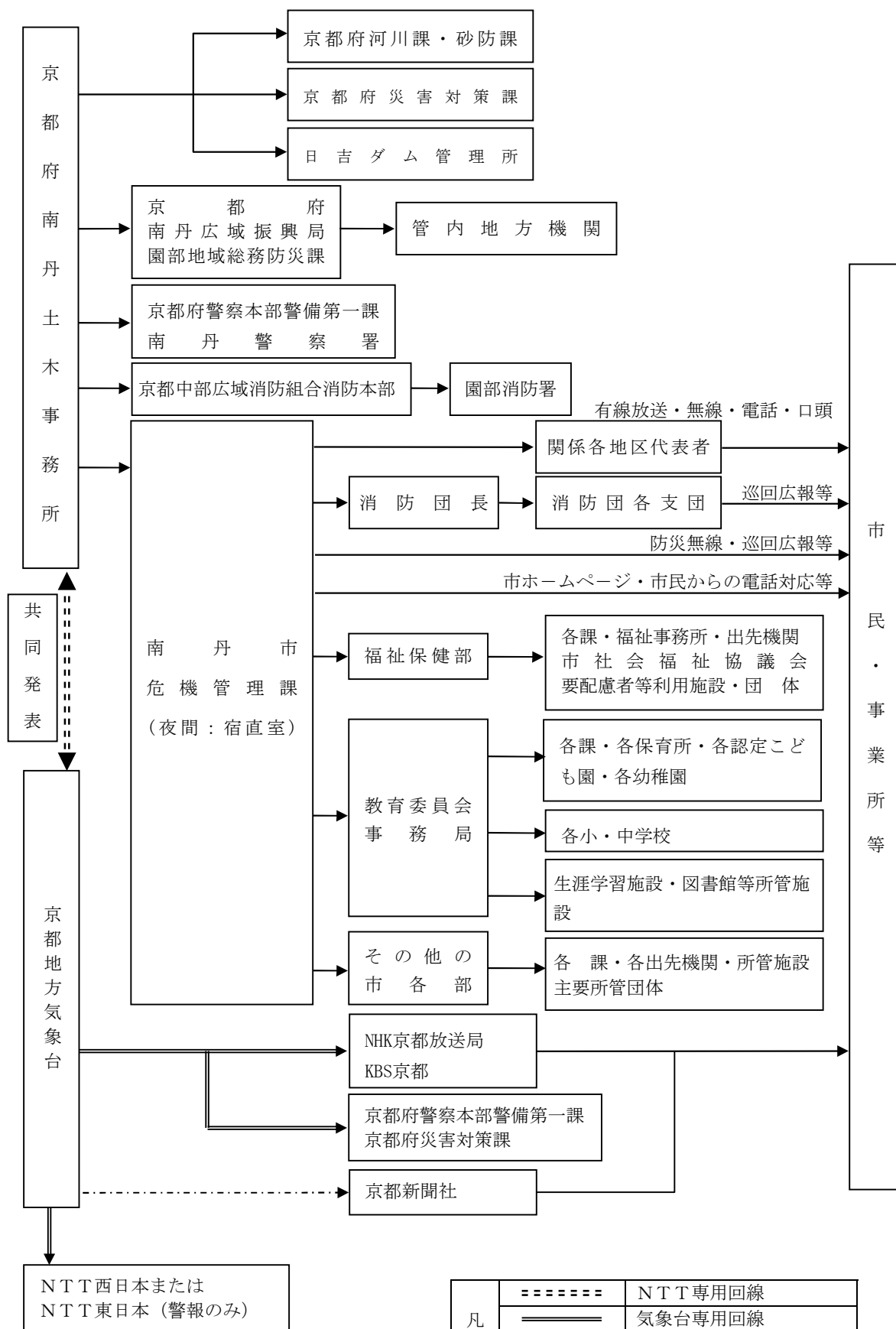
河 川 名	発 表 基 準 対 象 水 位 観 測 所					備 考
	名 称	所 在 地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避 難 判 断 水 位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	
園 部 川	小 山	南丹市園部町 小山東町藤ノ 木54-1地先	1.40m	1.70m	2.20m	
桂 川	鳥 羽	南丹市八木町 南鳥羽	2.00m	2.20m	2.60m	
	保津橋	亀岡市保津町 字下中島	3.30m	3.50m	4.00m	

(4) 洪水浸水想定区域図

洪水予報を実施する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。各河川の洪水浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧に供する。（水防法第14条）

市はこれをもとに洪水ハザードマップの改定等の作業を進める。

(5) 桂川中流・園部川洪水予報連絡系統（南丹市関係分）



2 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(1) 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、知事が水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防団員の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

水防警報の発表時期

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
桂川	鳥羽	水防団待機水位（指定水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要性が無くなったとき
園部川	小山			
田原川	殿田			
棚野川	静原			

※水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みのないとき

※気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、知事が関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

知事が指定した河川について通知をした知事は、避難指示等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

本市では田原川、棚野川が該当する。

また、京都府は、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

京都府は、市による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

なお、氾濫危険水位（特別警戒水位）については、水位情報の通知・周知を実施

する河川について順次指定を行う。

指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

その洪水浸水想定区域図は砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

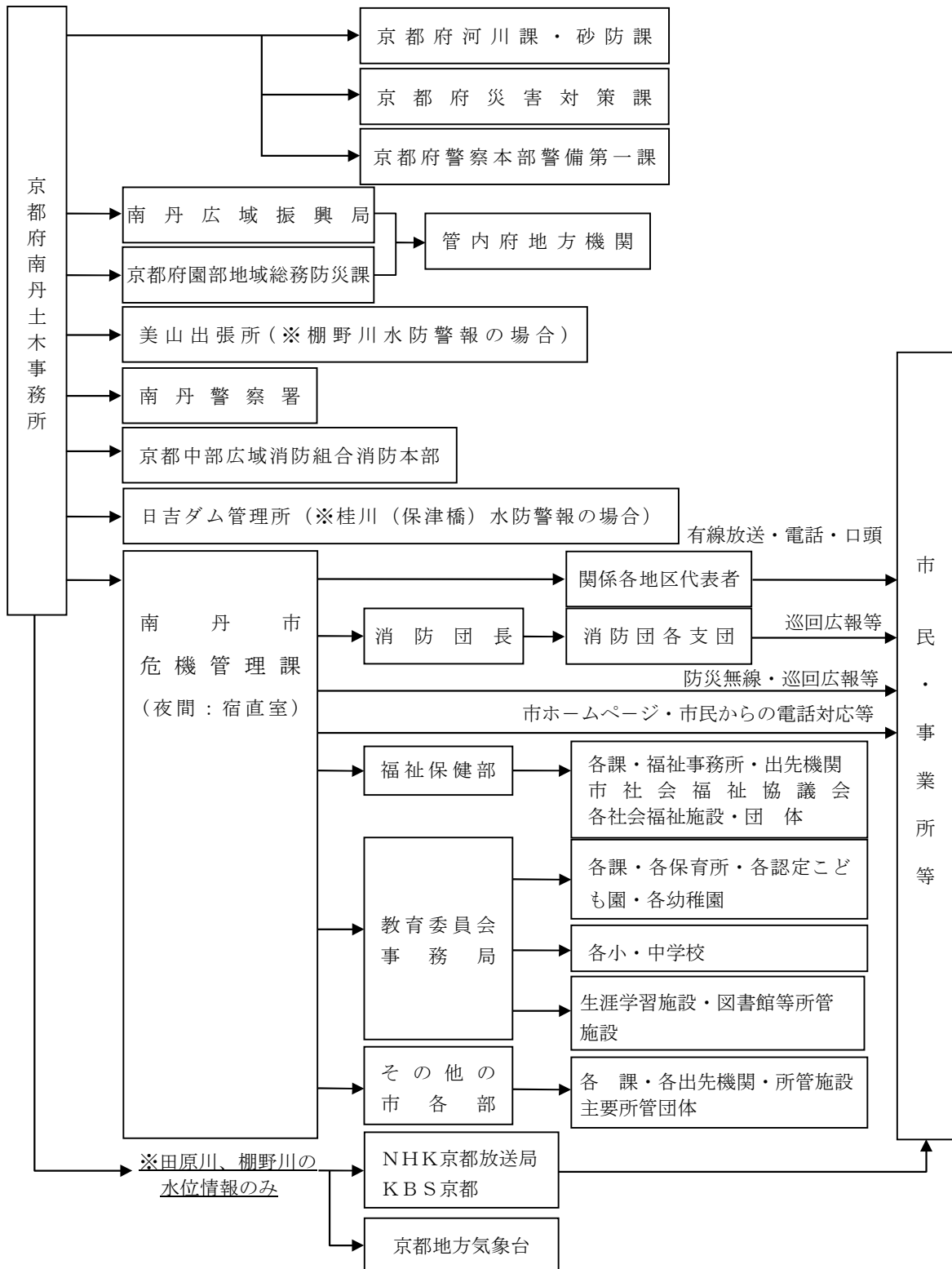
(3) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区域		対象推移観測所							発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 (特別 警戒) 水位	堤防高		水防警報	水位情報 通知・周知
桂川	起点	左岸：南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸：南丹市日吉町中五味向5番地先	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	m 1.10	m 2.00	m 2.20	m 2.60	m 5.91	京都府南丹土木事務所長	平成11年 6月22日	洪水予報 実施河川
	終点	左岸：南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸：南丹市八木町八木河原57番地2地先										
園部川	起点	本梅川合流点	小山	南丹市園部町小山東町藤ノ木地先	0.50	1.40	1.70	2.20	3.75		平成13年 7月10日	洪水予報 実施河川
	終点	桂川合流点										
田原川	起点	京都市界	殿田	南丹市日吉町殿田大貝15の2	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17		平成19年 3月9日	平成29年 6月27日
	終点	桂川合流点										
棚野川	起点	林橋	静原	南丹市美山町静原九鬼ヶ坂28の8番地	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60		平成19年 3月9日	平成29年 6月27日
	終点	由良川合流点										

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

桂川(園部区域)、園部川、田原川、棚野川、三俣川水防警報の連絡系統



南丹市からの伝達先について

水防警報：水防関係者、水防関係機関だけでなく、他の機関、市民等への周知は必要に応じてよい。

水位情報：避難判断水位到達情報のことで市民等への周知が必要。

第6 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての京都府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。

また、京都府が管理する中小河川に、危機管理型水位計を整備し、避難行動の目安となる水位を設定する。

第7 水防活動の利用に適合する注意報及び警報（気象業務法第14条の2）

1 予報警報の種類

水防活動用の予報警報は、「京都南部、南丹・京丹波」の予報区を対象とした次表左欄の種類を、それぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

2 伝達系統

第4の3の伝達系統による。

3 伝達方法

第4の4の伝達方法による。

第8 火災気象通報

1 通報基準

気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都府に対し、火災気象通報を行う。

（1）通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

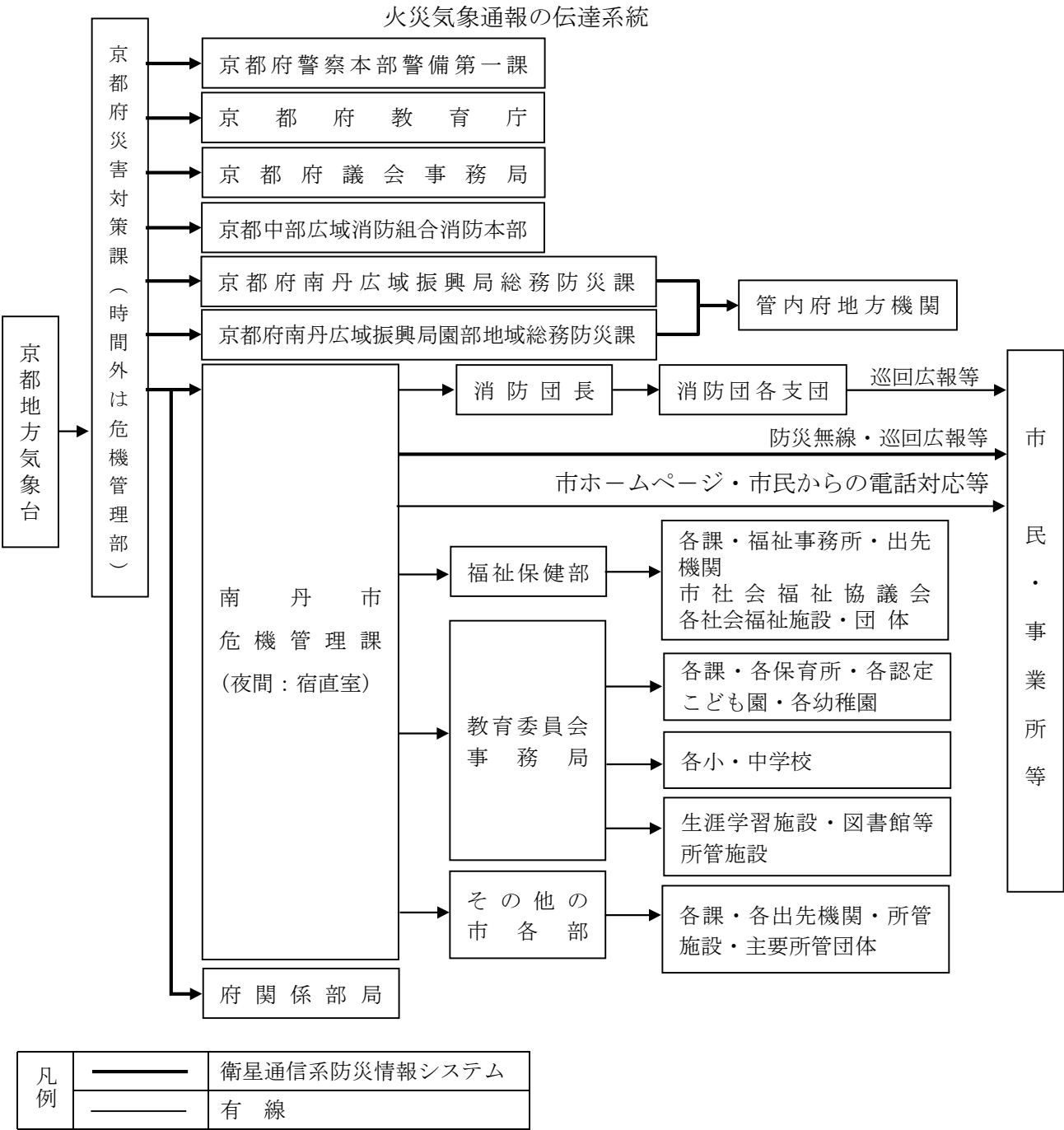
（2）通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

（3）市長が行う「火災警報」

市長は、知事から前項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは火災に関する警報（以下、「火災警報」という）を発令し、火災予防上必要な措置を取る。

2 伝達系統



3 伝達方法

- (1) 火災警報等の通報連絡は、伝達系統により市民に周知徹底する。
- (2) 有線放送、防災行政無線又は広報車等を活用し、市民に周知する。

第9 雨量・水位情報通報

1 雨量の観測及び通報

(1) 雨量の観測

南丹市内には、第3章第7節の京都府が設置した「京都府雨量観測所（テレメータ）」があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより京都府南丹土木事務所及び河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

また、南丹市内には、第3章第7節の国土交通省が設置した「国土交通省雨量観測所（テレメータ）」もあり、その観測結果は必要に応じ京都府との資料の交換がなされることになっている。

※資料編3－(19) 雨量水位観測所・河川防災カメラ等

(2) 雨量の通報

京都府は管理する雨量データを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより本市に通報する。

なお、システムに障害が発生した場合は、電話又はFAXによりその旨を本市に通報する。

2 水位の観測及び通報

南丹市内には第3章第7節の京都府が設置した「京都府水位観測所」があり、常時と洪水時の2種類の水位計が設置されている。テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより京都府南丹土木事務所及び京都府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

また、第3章第7節の国土交通省が設置した「国土交通省水位観測所（テレメータ）」もあり、その観測結果は必要に応じ京都府との資料の交換がなされることになっている。

(1) 水位の観測

ア 常時の水位観測

京都府が管理する水位観測所及び河川防災カメラは、「京都府水位観測所（通常水位計）」、「京都府水位観測所（危機管理型水位計）」及び「京都府河川防災カメラ」のとおりである。

また、京都府内における国土交通省管理の水位観測所は「国土交通省水位観測所（テレメータ）」のとおりである。

イ 洪水時に特化した水位観測

上記の常時観測を行う水位計（通常水位計）とは別に、洪水時のみ水位観測を行う水位計（危機管理型水位計）を設置し、住民の避難に役立つ水位情報を提供する。危機管理型水位計を設置した水位観測所は、「京都府水位観測所（危機管理型水位計）」のとおりである。

(2) 水位の通報（水防法第12条第1項）

京都府は、管理する雨量データ（通常水位で観測された水位データ）を、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより本市に通報する。

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

(3) 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により河川の水位状況等を把握し、その旨を本市に通報する。

通報は次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

ア 通報の手段

(ア) 電話による通報

(イ) F A Xによる通報

イ 通報の時期

- ・ 水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
- ・ 水防団待機水位（指定水位）に到達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時
- ・ 水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき
- ・ その他、必要と認められるとき

ウ 通報の中止

- ・ 水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
- ・ 氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が認められなくなったとき
- ・ 水防態勢を解いたとき

3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

京都府河川課・砂防課により、京都府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表される。

また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

なお、大野ダムからは、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報が提供される。

4 通報の時期等

ア 通報の時期

次の状況となった時に、本市に通報される。

- (ア) 水防団待機水位又は、はん濫注意水位に達したとき
- (イ) 水防団待機水位に達してから水防団待機水位を下回るまでの間の毎正時ごと
- (ウ) 水防団待機水位又は、はん濫注意水位を下回ったとき
- (エ) その他、必要と認められるとき

イ 通報の中止

次の場合は、水位の通報と併せて、通報を中止する旨の連絡があり、通報が終了となる。

- (ア) 水防団待機水位を下回ったとき
- (イ) はん濫注意水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- (ウ) 水防態勢を解いたとき

5 水位の予測

京都府河川課・砂防課は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している京都府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域の予測情報を市町村に提供する。

6 伝達系統及び伝達方法

第3の3の伝達系統、第3の4の伝達方法に準じて行うものとし、特にため池、用排水樋門等の管理者に対しては、通報漏れのないよう周知徹底を図る。

第10 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（京都府建設交通部）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、京都府管理の109雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、該当市町村（本市に対する発表単位は園部町、八木町、日吉町、美山町）に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から京都府災害対策課経由で市危機管理課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市危機管理課及び土木事務所へ提供される。

3 市内での伝達系統、伝達方法

第3の3の伝達系統、第3の4の伝達方法による。

第11 積雪の情報

1 各機関の積雪観測所

南丹市では、京都府の積雪観測所が以下のとおり設置されており、京都府南丹土木事務所が情報をとりまとめ、京都府道路管理室への情報を行っている。

観測所名	所在地	警戒積雪深（cm）
美山町安掛	美山町安掛	50
美山町盛郷	美山町盛郷	90
美山町田歌	美山町田歌	100
美山町佐々里	美山町佐々里	110
美山町知見	美山町知見	100
日吉町四ツ谷	日吉町四ツ谷	50
八木町神吉	八木町神吉	40

2 伝達系統及び伝達方法

京都府が通報を受けた情報または市が収集した情報は、気象予報警報の伝達系統及び伝達方法に準じて行い、市民への周知徹底を図る。

第12 異常現象発見時における措置

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、おおむね次のようなものをいう。

- (1) 激しい降雨、降雪又は降ひょう
- (2) 異常水位
- (3) 地すべり
- (4) なだれ
- (5) 火災

2 発見者の通報

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

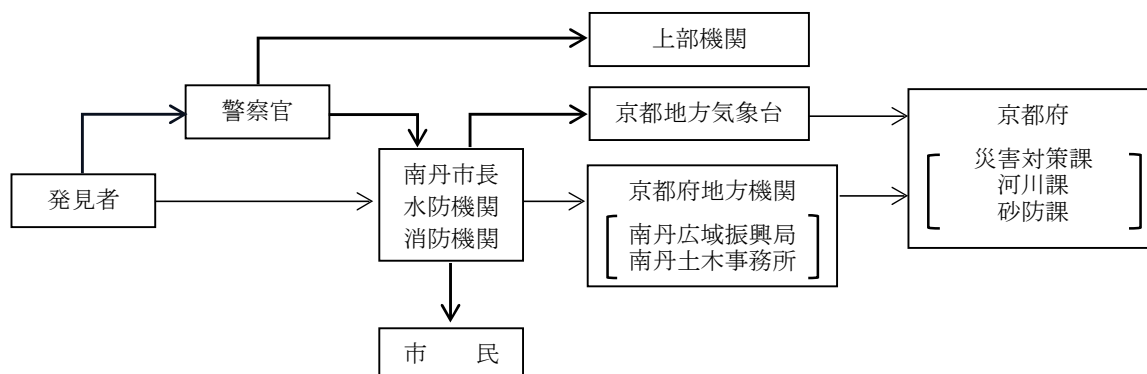
- (1) 消防本部・消防署
- (2) 消防団
- (3) 市役所
- (4) 警察署・交番・駐在所

3 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは市民から通報を受けた市職員・警察官・消防職員又は消防団員は、ただちに市長(危機管理課)に通報する。

4 市長の関係機関への通報

市は、前項の通知を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報系統により通報する。



5 市民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平素から市広報等により市民に周知徹底しておく。

第13 予報警報等の伝達及び周知の方法

1 周知徹底の方法

予報警報等の通報を担当する各機関は、本節の各項に定める伝達方法の他、次の方法により関係者及び市民に対し周知徹底を図るものとする。

- (1) 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、CATV、市有線放送、Lアラート（災害情報共有システム）による方法
- (2) サイレン、警鐘等による方法
- (3) 防災・防犯情報メール（京都府）による方法
- (4) マイク、広報車等を利用する方法
- (5) 伝達組織を通じて徹底する方法
- (6) 気象告知板による方法（鉄道気象告知板等）
- (7) ラジオ放送、テレビ放送による方法
- (8) インターネット上のホームページによる方法

2 通報連絡内容の略符号化

予報警報等の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

3 通報連絡体制の確立

予報警報等の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第2節 情報連絡通信網の整備計画

第1 基本方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、関係機関や市民等との連携・協力により情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報の収集体制を整備し、情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を行う。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。（施設内容は、第3章第3節第2参照）

- (1) 市防災行政無線（同報系、移動系）
- (2) ケーブルテレビ及びインターネットサービス
- (3) 京都府防災行政無線
- (4) NTTの災害時優先扱いの電話
- (5) 緊急速報メール

第3 情報連絡手段の整備・拡充

1 市防災行政無線等

市民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部を設置する市役所（本庁）と各支所、各地域に設置される受信設備を結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、市民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社等生活関連機関と災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市役所と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、京都府防災行政無線網と市防災行政無線網の有機的な結合を図っていくことが重要であり、市防災行政無線の整備・充実に努める。

また、情報連絡手段の円滑で適切な運用を図るため、幹部職員、防災基幹職員等への緊急情報連絡・動員体制の確立を進める。

2 情報連絡手段の多様化

災害時には、電話の輻輳、通信施設の被害が発生し、緊急通信、情報の受発信が困難になる場合も想定されるため、次のような方策により多様な情報連絡手段の確保に努める。

- (1) 市内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・耐災害対策の強化
- (2) 市における気象情報等観測施設の整備
- (3) 関係機関等（京都府南丹土木事務所や京都府立高校及び京都府の出先機関等の公共機関・郵便局・団体運輸関係業者など）との連携強化
- (4) 情報ボランティア（無線システム構築事業者との協力協定締結、アマチュア無線の活用、情報処理専門技術者等のボランティア登録など）の確保
- (5) 地域における非常時情報連絡拠点の整備
- (6) スペシャリスト職員の育成
- (7) 市民向け非常時協力ルール周知徹底
- (8) 携帯電話の緊急速報メールの活用し、市民に迅速な情報伝達を行う

第3節 河川防災計画

第1 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため市内の河川等の現況危険箇所等を把握し、京都府に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

第2 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる市がその責任を負う。

第3 河川の防災計画

1 河川の現況

本市の河川は、北部は由良川水系、南部は淀川水系に属しており、流域面積が小さく勾配の急な河川も多く見られる。このため、梅雨期や台風期の豪雨により河川は急激に増水し、大規模な氾濫は少ないものの小規模な被害が生じやすい状況となっている。

※資料編2-(1) 河川の状況

また、次の機能をもつ大野ダム（国土交通省）、日吉ダム（水資源機構）、日吉ダムのすぐ上流には世木ダム（関西電力と水資源機構との兼用工作物）が設置されている。

大野ダム

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 目 的 | 洪水調節、発電 |
| (2) 管 理 者 | 京 都 府 |
| (3) 位 置 | 南丹市美山町檜原 |
| (4) 河 川 名 | 由 良 川 |
| (5) 規 模 | 重力式コンクリート |

堤 高	61.4m
総 貯 水 量	28,550,000m ³
有効貯水量	21,320,000m ³
計画高水流量	2,400m ³ /s

(6) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高155.0mから175.0mまでの容量21,320,000m³を利用してダム地点の計画高水流量2,400m³/sを1,400m³/sに調節する。

(7) ダム放流通報連絡系統

京都府河川課・砂防課（時間外は危機管理部）より関係機関に連絡されることになっているが、本市への連絡は、本市域内にダム下流部が含まれないことから、直接的な連絡体系の中には明記されていない。

日吉ダム

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 目的 | 洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水 |
| (2) 管理者 | 水資源機構 |
| (3) 位置 | 南丹市日吉町中 |
| (4) 河川名 | 桂川 |
| (5) 規模 | 重力式コンクリート |
| | 堤高 67.4m |
| | 総貯水量 66,000,000m ³ |
| | 有効貯水量 58,000,000m ³ |
| | 計画高水流量 1,510m ³ /s |
- (6) 洪水調節
洪水調節は、洪水期（6月16日～10月15日）にあつては、標高178.5mから標高201.0mまでの容量42,000,000m³を利用してダム地点の計画高水流量1,510m³/Sを150m³/Sに調節する。
- (7) ダム放流通報連絡系統
本市へは、京都府河川課・砂防課（時間外は危機管理部）及び水資源機構日吉ダム管理所より連絡が入ることになっている。

2 河川改修事業等

河川全般について上流での土砂流出を防ぐとともに、今後も、京都府の治水対策の積極的な実施を強く要請し、その他の未改修小河川についても低地帯の冠水の防除とともに農業用水、防火用水としても重要であるため、改修整備並びに土砂の浚渫を推進する。

特に、桂川、園部川などの河川改修事業の促進を京都府に要請していく。

第4 危険区域（箇所）の警戒巡視

日頃から気象情報の的確な把握をし、異常降雨等による水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、第3章第7節に示す「重要水防区域」及び「河川重点警戒箇所」を中心に、市内の危険区域の警戒巡視を行う。

※資料編3－（18）重要水防区域・河川重点警戒箇所

第5 浸水想定区域における防災対策**1 浸水想定区域の指定・公表（水防法第14条）**

京都府は、洪水予報河川及び水位周知河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

- 桂川中流・園部川浸水想定区域図
- 田原川浸水想定区域図
- 棚野川浸水想定区域図

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（水防法第15条）

- (1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があつた場合、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等に

より市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

(ア) 広報車

(イ) 防災行政無線

(ウ) 電話、FAX

(エ) 電子メール等

イ 指定緊急避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所は、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の指定緊急避難場所を地区別に指定する。

(イ) 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難情報を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

要配慮者の避難については、要配慮者支援プランを作成する。

ウ 浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法。

※現在、市は、京都府調査による桂川、園部川、田原川、棚野川、天神川、半田川、本梅川、陣田川、東所川、三俣川の浸水想定区域に、指定緊急避難場所などを示したハザードマップを市民に配布している。

※資料編3－(23) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達方法

第4節 林地保全計画

第1 計画の方針

都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策の必要性が増大してきている。

したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。

第2 治山事業

1 土砂の流出、崩壊による災害の防止

荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、京都府の山地災害危険地調査を踏まえ、計画的に対策を実施しており、その他人家の裏山、道路や耕地に被害をおよぼす山林の小規模な事業についてもあわせて施行し、造林事業の推進と相まって治山治水を促進するものとする。

2 地すべり対策

地すべりに起因する山地災害危険地等を中心に注視しながら、緊急を要するものは防止工事を行う。

3 なだれ等による災害の防止

なだれ危険地等による災害の防止のため、治山事業の実施等により森林の健全な育成を図る。

※資料編 2－(2) ①山腹崩壊危険地

※資料編 2－(2) ②崩壊土砂流出危険地

※資料編 2－(2) ③雪崩危険箇所

第3 保安林の整備

1 本市は自然災害や手入れ不足等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、保安林に指定されている個々の森林を再検討する。

2 市はその特性を考慮して、保安林指定要件に適合した機能を最大限に有するよう整備するとともに、京都府に対し、山地災害危険地区に判定された保安林について機能回復を図るよう要望する。

第4 造林事業

1 造林事業の概要

本市の森林面積は、54,182ヘクタール（令和3年現在）で、総面積の88.0パーセント

を占めている。

個人有林の造林事業は、最近全体としてやや後退の傾向にある。原因としては、林業労働者の不足、木材価格等の低迷など、種々の条件が考えられる。

森林造成は、災害防止あるいは農業用水、水道水の確保上も重要な事業であり、今後も各種の補助制度も利用して間伐等の森林整備を積極的に推進する。

2 はげ山防止対策

地質的、人為的なことが原因で林地が粗悪化し、地力が衰えて植物の成育が困難であり、はげ山に移行しつつある山地に対し、主として造林を施行するよう強く指導する。

3 小規模治山事業と災害の応急対策

公共事業、京都府の補助対策事業については、積極的に取り組み、また極小規模のものでも場合によっては、被害拡大のおそれがあるときは市単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

第5 林道の整備

森林の管理及び作業効率の向上や生産コストの低減など、木材生産基盤となる林道や作業道の整備を図る。

なお、災害による被災を防止するため維持管理に努めるとともに、被害を受けた場合は、通行止め等の適切な措置とともに早期に復旧を行う。

第6 山地災害危険地区の周知等

1 山地災害危険地区

地形等から山地災害が懸念される箇所を京都府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現場調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市を通じて地元で周知を行うとともに治山対策を検討する。

市は人命保護の立場から、市地域防災計画に山地災害危険地区対策として組み入れられるよう、山地災害危険地区に関する資料の提供を京都府に依頼することができる。

2 市民への周知

人的被災を極力軽減するため、山地災害危険地区に関する情報を市民に周知し、市民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地災害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり振興課及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地災害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

第5節 土砂災害予防計画

第1 計画の方針

本市は、88.0パーセントが森林で、急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件によって、山くずれ等の山地に起因する災害が発生しやすい特性をもっている。

このため荒廃地、土砂災害危険地等を整備し、森林の維持、造成を通じて土砂災害から市民の生命、財産を守るため、次の事業を実施する。

第2 地すべり対策計画

一般に地すべりは、特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見ただけでは山くずれと判別しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主に地下水に起因しているのが特徴である。

市内には、1箇所地すべり危険箇所が存在するが、地すべりはその判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査して必要な対策を実施する。

※資料編2－(2)④地すべり危険箇所

第3 砂防対策計画

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修してもその上流の山地が荒れていたり、溪岸が浸食されては洪水時に土砂を含んだ水が流れ出して、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、はん濫の原因になる。

本市では砂防法第2条による指定箇所が165箇所存在するが、この有害な土砂を土砂生産区域でくい止めるため、治山事業とも調整し、土砂が流出するおそれのあるところを重点的に砂防事業を推進し、土砂災害の防止に努める。

※資料編2－(2)⑤砂防指定地

第4 土石流対策計画

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、兩岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市にも土石流危険溪流として、584溪流存在する。土石流危険溪流とは、昭和53年8月4日付け建設河砂第46号による土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる溪流で、砂防堰堤を設置する砂防事業としての予防措

置を講ずるとともに、降雨状況等をすみやかに把握して警戒降雨量に達した場合は通報により避難体制を確立するように努める。

※資料編 2－（2）⑥土石流危険渓流箇所

第5 急傾斜地崩壊対策計画

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日 法律第57号）に基づき、京都府において、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度30度以上で、崩壊するおそれがあり、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするために、「1 規制事項」に掲げる行為を制限する必要がある土地をいう。

1 規制事項

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防するため、次の行為について京都府知事の許可を必要とする。ただし、非常災害のために応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- （1）水を放流し又は停滞させる行為、その他水のしん透を助長する行為
- （2）ため池、用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- （3）のり切、切土、掘さく又は盛土
- （4）立木竹の伐採
- （5）木竹の滑下又は地引による搬出
- （6）土石の採取又は集積
- （7）その他、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為

2 調査及び市民への周知

急傾斜地崩壊危険区域及び住家等に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の総合的な調査を実施し、過去の被害状況等を参考に検討を行い、緊急なものから指定及び崩壊防止工事の実施について京都府に要請するものとする。

また、崩壊による被害のおそれがある市民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

※資料編 2－（2）⑦急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表

第6 雪崩防止計画

山間集落では山裾を掘削して家屋が建てられ、また道路も急な山肌につくるため崖が

多く積雪時には雪崩とともに崖崩れ、表層土を含んだ雪崩の危険が多いため、次のような対策を実施するものとする。

- 1 雪崩防止のため植林を指導する。
- 2 岩山または表層土が薄く、植林が不可能な箇所については防護柵を設置する。
- 3 市民の注意を促し、積雪時にはパトロールに努め、特に危険な個所には危険信号旗等をたて、一般に警告する。

※資料編2－(2)③雪崩危険箇所

第7 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び建築物の構造規制に関する所要の措置を定めること等により土砂災害の防止のためのソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

京都府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

京都府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

市域に土砂災害警戒区域が指定された場合、市は次の措置を講じる。

- (1) 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

ア 適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。

イ 情報収集及び伝達

日頃から防災パトロールを強化するとともに、過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

収集した情報や避難情報を有線放送、広報車、サイレン等の方法により、迅速か

つ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

ウ 防災知識の普及及び防災活動の実施

防災関係職員や市民に対して、急傾斜地の崩壊等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。市民が自主的な判断によって避難できるよう前兆現象等の防災知識の普及啓発に努める。

- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、避難訓練を実施する。

市は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の指定緊急避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

※急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努める。

※資料編 2－(2) ⑧ 土砂災害警戒区域等

※資料編 3－(24) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び土砂災害に関する情報等の伝達方法

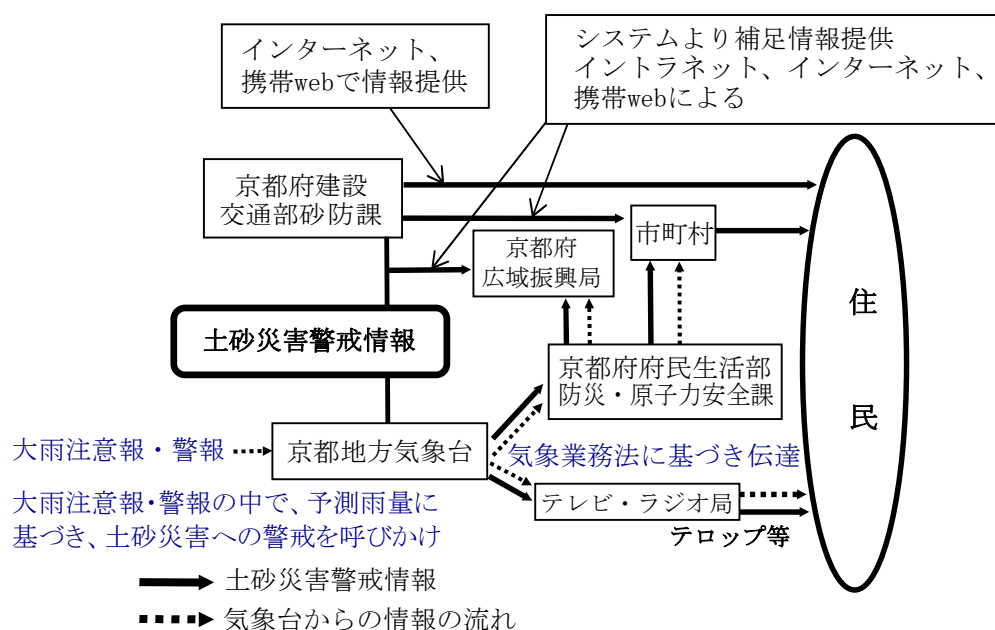
第8 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。

避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法第27条）



2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- (1) 警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。

また、その他必要が認められる場合には、京都府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

- (2) 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、京都府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

- (3) 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

3 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表する。（48箇所）

本市に対する発表単位は園部町、八木町、日吉町、美山町となる。

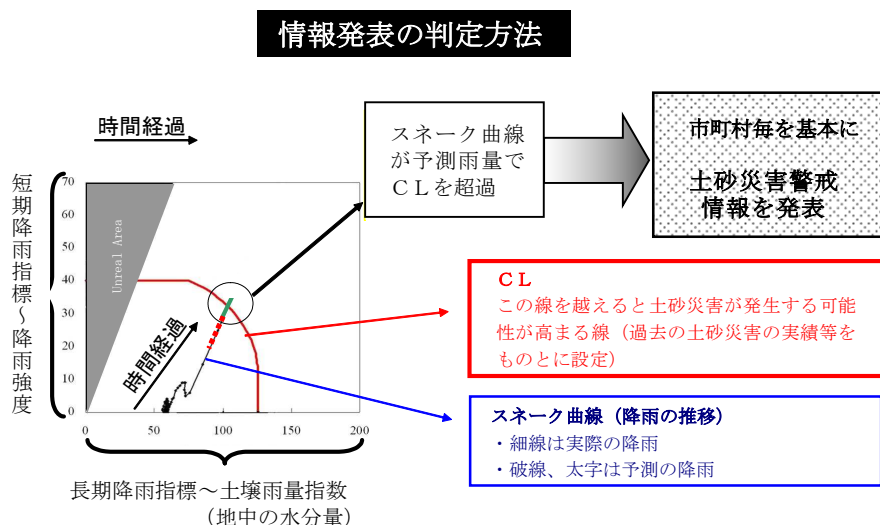
4 留意点

- (1) 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- (3) 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

5 京都府土砂災害警戒情報システム

(1) システムの概要

本システムは気象台による降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した1 kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



(2) 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Webで発信を行う。

(3) 用語解説

解析雨量 : 気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1キロメッシュ毎の降水量を推定したもの。

土壌雨量指数 : 長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといいう土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

CL (Critical Line) : この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

第6節 道路防災計画

第1 計画の方針

崩土及び冠水等による侵食及び軟弱土質等の地勢的原因によるもの並びに積雪等による被害を防止し、被災常襲道路の解消及び災害時における道路、橋梁等の安全を確保するため、次の事業を実施する。

第2 道路及び橋梁改良事業

京都府は、安心・安全な市民の生活を支えるため、災害時の代替性を備えた道路整備や防災対策を行う。具体的には、重要物流道路及びその代替・補完路、また緊急輸送道路ネットワーク及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災・耐震対策等を進めている。

- 1 重要物流道路及び災害時の緊急輸送道路となる次の道路などの早期改良・整備を関係当局に要請していく。

- ・重要物流道路

京都縦貫自動車道、国道9号

- ・代替・補完路

国道162号、国道477号、主要地方道綾部宮島線、主要地方道園部平屋線、一般府道郷ノ口室河原線、一般府道八木東インター線

- ・第1次緊急輸送道路

京都縦貫自動車道、国道9号、国道162号、国道372号、主要地方道園部平屋線

（京都府地域防災計画、震災対策編で第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路として位置づけられている路線を抽出）

- ・第2次緊急輸送道路

国道477号、主要地方道綾部宮島線、主要地方道園部平屋線、主要地方道亀岡園部線、主要地方道京都日吉美山線、一般府道園部停車場線、主要地方道園部能勢線、主要地方道佐々江下中線、主要地方道日吉京丹波線、一般府道和泉宮脇線、一般府道郷ノ口室河原線、一般府道八木東インター線

（京都府地域防災計画、震災対策編で第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路として位置づけられている路線を抽出）

- 2 市道については、国道や府道の道路整備計画に合わせ、上記の災害時の緊急輸送路等との連絡道路、土地利用上の観点から必要となる道路について整備を図る。

- 3 水害により路面冠水や道路決壊のおそれがある箇所に対して、これを防止するため嵩上げ等を行う。

- 4 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及びコンクリート擁壁を設置する。
- 5 水害等による橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。
- 6 積雪対策事業としては、除雪機械等の強化を図る。

第3 道路除雪対策

- 1 道路除雪に必要な事項は、毎年、別途定めるものとする。
- 2 関係機関の相互協力体制

建設整備課長は、道路除雪の相互協力体制の強化並びに円滑化を図るため、あらかじめ関係各課、国、京都府及びその他関係機関と道路除雪計画及び次に掲げる事項について具体的に協議し、その結果を市長に報告する。

(1) 京都府との協議事項

府道の除雪計画と早期除雪についての要望

(2) 市の協議事項

- ア 京都府の除雪計画と市の除雪計画との調整
- イ 屋根の雪おろしの処理方法
- ウ 除雪の際の損失に対する補償の交渉
- エ 路面上にある埋没物件に対する標示
- オ 除雪機材、除雪労力及びオペレーターの確保
- カ 消防団との協力体制

(3) 南丹警察署との協議事項

除雪実施中における交通規制等について

(4) 運輸業者及び建設業者との協議事項

除雪機材の確保とオペレーターの応援について

(5) 石油販売業者との協議事項

除雪機械用燃料供給の協力について

(6) 区長及び市民との協議事項

- ア 路上の物件の除去
- イ 埋没物件の標示
- ウ 屋根からおろした雪の処理
- エ 労力の供給
- オ その他必要な事項

3 降雪量の観測・測定

本市における積雪観測所は、本章第1節第10にあげる京都府の管理の施設がある。

第7節 農業用施設防災計画

第1 計画の方針

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、市内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設としての役割を担っているが、これらは自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等により数多くの災害に見舞われてきている。

農業用ため池は、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。

したがって、豪雨、洪水、地震などの災害発生時を予想し、要注意のものを重点にししながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

特に地域への影響が大きく防災上注意を要するため池については、「防災重点農業用ため池」（具体的な選定基準は以下のとおり）と位置付ける。なお、選定は市と協議の上、京都府が行う。

- ・ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ・ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ・ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ・地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から京都府及び市町村が必要と認めるもの

※資料編2－（3）ため池

第2 計画の内容

京都府は、農業用施設の一次災害予防と施設の安全対策及び二次災害への備えとして、市町村及び土地改良区並びに農業施設管理団体に対して、以下の内容について助言・支援する。

1 一般事項

（1）ソフト対策

ア 農業用施設台帳整備と定期点検等

特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、市及びため池管理者に対して、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努めるとともに、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう助言・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置

が行えるよう啓発する。

なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ＩＣＴ）の付加を検討する。

イ ハザードマップ（安心・安全マップ）等

京都府は、大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を図るように関係市町村に促す。

特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局等は、市及びため池管理者対し、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を進めるよう、助言・支援する。

なお、関係市町村は、作成したハザードマップの下流の人家等への配付により危険情報を共有する等公表に努めるとともに、府は、公表の際には京都府マルチハザード情報提供システムに掲載する。

また、広域振興局等は、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測し、防災情報として関係者に提供するシステム整備を進めるとともに、市及びため池管理者等との緊密な連絡体制の充実を図る。

（２）人身事故防止対策

農業用施設における人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層慎重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な処置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし、事故防止の積極的な協力を呼びかけること

2 個別事項

（１）大雨、洪水対策

集中豪雨や台風によりもたらされる大雨、洪水から農業用施設の一次災害を防止するための日常的な対応措置をとること。

ア 農業用ため池

（ア）巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木除去の励行を行う。

（イ）斜樋底樋の点検整備を行う。

（ウ）堤体の応急補強と通行規制を行う。

（エ）洪水吐き及び下流放水路障害物の除去を行う。

（オ）不用貯水の排除及び事前放流を徹底する。

（カ）農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管を行う。

（キ）未利用ため池の廃止を行う。

（ク）京都府南丹広域振興局が行う農業用ため池の諸元情報のデータベース化、定

期的な点検調査に協力するとともに、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の作成等を行い、その成果を積極的に活用する。

イ 頭首工

（ア）洪水流下を阻害しないように取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習を行う。

（イ）取水ゲートからの河水流入防止措置をとる。

ウ 用排水路

（ア）しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理を行う。

（イ）水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行う。

エ 農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃を行う。

（２）地震対策

ア 農地や農業用施設の一次災害が最小限となるよう、保守管理を徹底する。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておくこと。

イ 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に二次被害を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討すること。

第8節 防災営農対策計画

第1 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等について定める。

第2 雪害及び寒干害予防対策

1 農作物対策

(1) 麦類

ア 施肥、は種

(ア) 雪害の予想される地域では耐寒性品種の作付誘導を図る。

(イ) 根雪までに葉令5枚以上とするため、適期には種するとともに、基肥にりん酸質肥料を十分施用する。

(ウ) 融雪後、降雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。

(エ) 融雪時の湿害対策として排水溝を設置し、水はけ促進を図る。

(2) 果樹

ア 防寒

くりなど寒さに弱い新植苗は、わらで包み防寒に努めるほか枯死することも予想されるので、補植苗の準備もしておく。

イ 降雪前の果樹棚の補強

果樹棚の周囲線と控え線を強化し、中支柱の増強により補強しておく。

ウ 排水

排水の悪い果樹園では融雪時に湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝を整備するなど湿害防止に努める。

エ 融雪促進剤の準備

融雪を促進する必要がある場合もあるので、あらかじめ草木灰、転炉さい等を準備しておく。

オ その他

秋肥の施用、貯蔵用みかんの収穫、乾燥防止と暴風垣の設置、整枝など、必要な対策を実施する。

(3) 野菜

ア 寒害対策

(ア) 防風垣

寒風を受けやすい場所では、防風垣、畝間のささ立て、わら立て等を行って寒

害の防止に努める。

(イ) 施肥

肥切れや軟弱な成育のものは、寒さに弱いので施肥に当たっては、加里肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。

(ウ) かん水

乾燥すると寒害を受けやすいので、かん水や畝間に水を入れるなどして適当な湿度を保つよう工夫する。

(エ) 霜害防止

株元にもみがらを散布して霜害防止に努める。

(オ) 播種時期

えんどう、そらまめ等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに傷められやすいので早まきにならないよう心掛ける。

(カ) 土寄せ

だいこんは、地上に出ている部分が寒害を受けやすいので土寄せして保護する。

(キ) 保温の準備

トンネル栽培のものについては、状況により、こもやシルバービニール等を利用し保温する。

また、ハウス栽培のものについては、ハウスの気密性の向上、多量被覆及び加温設備(温風、温水暖房、電熱)の利用により気温の低下に対処できるよう準備しておく。

(ク) 果菜類の根の成長最低温度は、12～13℃ぐらいであり、最低地温はこれ以上とるよう管理する。

(ケ) 古いビニールハウスでは、光の量が少なくなるので、新しい資材を使って光線を十分に利用する。

(コ) ハウス等のかん水施設では、破裂防止のため水抜きを行う。

イ 雪害対策

(ア) 排水溝

融雪時には湿害が予想されるので、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

また、果菜類など苗床で生育中のものは、雪解け水が入らぬよう除雪、排水に努めるほか移植床を準備しておく。

(イ) 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。また、ハウスの上、サイドの除雪を早めに行う。

(ウ) ビニールハウスの補強、除雪

ビニールハウス等には、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。

(エ) フレーム等の設置場所

フレーム等は、除雪作業に備えて、なるべく家の近くで排水のよい場所に設置するよう計画する。

(オ) 中耕及び施肥

気温の上昇を待ってできるだけ早く中耕及び施肥を行い、生育の促進を図る。

この場合、肥料は、窒素肥料を主体として10アール当たり窒素2～4キログラムを2回に分けて施用する。

(カ) 病害防除

根の寒湿害による衰弱や密植による徒長などにより苗立枯病、灰色かび病等の発生が予想されるので、湿度管理に注意するとともに薬剤による防除を行う。

(4) 花き

ア 保温

ハウス栽培については、ハウスの気密性確保、多重被覆及び加温設備（温風、温湯暖房等）により気温の低下に対処できるようにしておく。

イ ビニールハウスの補強

ビニールハウスにおいては、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。また雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上、サイドの除雪を早目に行う。

ウ 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

エ 結束、支柱

積雪の多い地域におけるきしみ、うめもどきなどの切枝花木の栽培においては、雪による枝折れを防ぐため、結束、支柱立てなどを行っておく。

オ 排水

融雪時には、湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝等を設けて湿害防止に努める。

(5) 融雪剤の備蓄

雪害防止対策として J A 京都において融雪剤を下記により事前に購入備蓄しておく、必要に応じ直ちに施用できる態勢を整え、農作物の雪害防止に努める。

ア 融雪剤の種類

(ア) 草木灰

(イ) けい酸質肥料

(ウ) 転炉さい

(エ) 黒色粉末

(オ) バークたい肥

イ 施用量(10アール当たり)

(ア) 草木灰及びけい酸質肥料は100キログラム程度

(イ) 転炉さいは80キログラム程度

(ウ) 黒色粉末は10～20キログラム

(エ) バークたい肥は100～200キログラム

ウ 施用方法

施用に際しては、全面的に均等散布する。なお、草木灰、けい酸質肥料、転炉さいは、ともにアルカリ性肥料であるので、硫安等の肥料との混合は避ける。黒色粉末は、雪上車、ライムソワー、ダスターなどにより散布する。

エ 積雪が非常に少なくなると、積雪の下層約25センチメートルが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

2 林業対策

(1) 苗畑

ア 越冬

まきつけ床は、床付面はできるだけ掘取らず、そのままの形で越冬させる。

イ 仮植

春まで仮植する場合は、日当たりのよい排水良好な畑を選び、1本並びにていねいに仮植する。

ウ 病害の防除

(ア) 病害のまん延を防ぐため、降雪前及び融雪後に殺菌剤を散布するなど、適切な処置を行うこと。

(イ) 耐寒、耐病性のある睡苗の育成に努め、窒素肥料の多用を避け、リソ酸肥料、カリ肥料を十分に施用する。

(ウ) 積雪が長期にわたるときは、木灰、黒土等を散布して、融雪を促進する。

(エ) 畑に水がたまらないようにあらかじめ排水溝を整備し、融雪等には特に注意する。

(オ) 積雪前及び積雪後に苗木を点検して病害の発生しているものは、必ず抜きとって焼却する。

エ 凍霜害防除

(ア) 風当たりの強いところに仮植しない。

(イ) 床面にわら、もみがら等を敷いて保温する。

(ウ) 霜柱の立ちやすい畑には、砂を2～3センチメートル敷く。

(エ) 稚苗は、わらを薄く覆うかよしずで寒風を防ぐ。

- (オ) 霜覆をする。(特に播種床)
- (カ) 8月下旬から9月上旬の間に根切りを行う。
- (キ) 排水をよくする。

(2) 造林

ア 苗木の選択

- (ア) 秋伸びしない健苗を使用する。
- (イ) すぎはウラ系のものを使用する。

イ 秋植え

秋植えは、11月中に終わるようにして、時期を失したときは、春植えにする。

ウ 植付け

植付けは、大きな植穴を掘り、根を十分ひろげてていねいに行う。

エ 下刈り

寒害を防ぐため、時期はずれ（9月以降）の下刈を避ける。

オ 枝打ち

- (ア) 幼齡林分の枝打ちは、降雪までに励行する。
- (イ) 傾斜地においては、特に谷側の下枝を除く。
- (ウ) 林縁木の伐採枝打ちはしない。

カ 間伐

急激な疎開を避け、間伐をくり返して健全な林を仕立てる。

キ 傾斜木等の除去

傾斜木、折損木、枯損木等は積雪前に伐倒しておく。

(3) 林道

ア 排水

路面の横断勾配を保ち、排水をよくする。また、側溝、溜桝、排水、暗きょ等の清掃補修に努める。

イ 障害物の除去

林道沿い河川敷の伐倒木、切株等及び橋脚、橋台等の障害物の除去をしておく。

ウ 法面の保護

法面の保護、排水及び法尻の補強をしておく。

エ 崩壊防止

法頭付近の立木を除去し、伐倒折損による崩壊防止をする。

3 畜産対策

(1) 一般対策

ア 畜舎管理等

大雪時には畜舎等の除雪を行い、ウォーターカップの凍結を防止すること。

イ 飼養管理等

畜舎及び鶏舎の保温、換気のほか飼養管理、衛生対策及び畜産物の保管出荷等について、十分に留意すること。

(2) 家畜の衛生対策

ア 飼料の給与

(ア) 冬季の飼料給与は、単一となりやすいので栄養のバランスに十分留意すること。

(イ) 冬季は、粗飼料が不足しやすいので十分に確保しておくこと。

(ウ) 凍結した飼料（青物）は、下痢や流産を起こしやすいから給与しないこと。

イ 敷わらの確保

不潔にすると趾間腐らん（またぐされ）のような病気になりやすいので、敷わらを十分与えて暖かく、清潔にできるよう敷わらの確保に努めること。

ウ 日光浴

極力日光浴、手入れに努めること。

エ 家畜の栄養

生後間もない家畜あるいは、発育中の家畜は栄養に特に気をつけること。この時期に発育が止まると、あとの回復が長くなる。

オ 出産

運動不足などから牛の難産・後産停滞の発生が考えられるので、留意のこと。

カ 適期種付け

冬季は、種付けの時期を逃しやすいから管理の徹底を期し適期種付けに努めること。

キ 病気の早期治療

病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、最寄りの家畜保健衛生所等と緊密な連携を保つこと。

(3) 家畜別対策

ア 和牛

繁殖牛については、牛舎の保温に努め流産、子牛の下痢発生予防に注意すること。

イ 養豚

豚舎の保温は十分行い、流産及び肥育効率の低下を防止すること。子豚については、赤外線ランプその他の保温設備をしてへい死等の防止を図ること。

ウ 養鶏

寒さによる産卵低下をふせぐため防寒対策を十分行うとともに鶏舎の換気にも十分留意し、疾病の予防に努めること。

(4) 牧草及び飼料作物対策

ア 融雪促進及びほ場の管理

焼モミガラ、木炭などを散布し融雪を促進するとともに融雪後は排水を早期に行い草勢を回復させるため早春の追肥を行うこと。

イ 草丈の伸びているものについては、12月上旬までに10cm程度に刈り取っておくこと。刈り取りに当たっては、低刈り及び高刈りはともによくない。

第3 風水害予防対策

1 農作物対策(夏季)

(1) 水稲

ア 早期栽培の導入や、早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水では穂発芽性が被害程度と密接な関係があるので、穂発芽のしにくい品種を栽培する。

イ 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。

ウ 風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。

エ けい畔を補強し、水路を清掃しておく。

オ 既に刈り取って稲木掛けしているものは、倒伏しないよう補強する。

カ 地干ししているものは、速やかに稲架掛か又は安全な場所に搬入し、穂発芽又は流失等が起こらないよう注意する。

キ 流失しやすい場所に稲木掛けしているものは、安全な場所に移す。

ク 栽培法では、窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害の起こりそうな時は、窒素追肥はしない。

(2) 豆類

ア 排水溝は、整備しておく。

イ 倒伏防止のため、中耕培土をしておく。

(3) 野菜

ア 現在、本ばに作付されているものは、早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどう等つる性のものは、支柱を倒して地面にはわせる。

イ 育苗中のものは、苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により定植時間を外したり、あるいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。

ウ 直まきのものは、は種期や間引時間の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。

エ 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。

オ 하우스栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス

骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じることなど、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

カ ハウス周囲は水量が多くなるので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。

(4) 果樹

ア なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは、事前にできるだけ収穫する。

イ 主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は、逆に被害を大きくすることがある。）。

ウ 果樹園の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

(5) 花き

ア 排水溝を整備しておく。

イ ネット栽培のものにおいては、支柱の補強を行うとともにネットをしっかりと張っておく。

ウ ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

2 農作物対策(秋季)

(1) 水稻

夏季予防対策に準ずる。

(2) 豆類

ア 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。

イ 排水溝を整備する。

(3) 野菜

ア きゅうりなど収穫期にある野菜類は、早めに収穫する。

イ これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては支柱を倒して地面にはわせ防風ネットを張る等の対策を講ずる。

ウ は種期にある野菜は、時期を遅らせ模様をみては種する。

エ だいこん等直まきのものは、間引きを遅らせるとともに動揺を防ぐため土寄せを行う。

オ キャベツ、たまねぎ等の苗床は、強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講ずる。

カ ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

キ 排水溝を整備する。特にハウス周囲は、水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

また、ハウス骨材の補強を行う。

(4) 果樹

夏季予防対策に準ずるほか、くり、かき等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。

果樹及び棚の損傷等を防止するため、支柱を立て棚を補強する。

(5) 花き

夏季予防対策に準ずる。

3 林業対策(水害)

(1) 治山

治山現場を点検して次の措置をする。

ア 築設中の構造物は、埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。

イ 床棚周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに、切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。

ウ 器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

(2) 林道

ア 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。

イ 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。

ウ 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか又は安全な場所へ移しておく。

エ 工事中の林道は治山と同様の措置をする。

4 畜産対策

(1) 飼料の確保、保管

備蓄飼料については、飼料の品質低下を招かないよう保管方法及び保管場所に万全を期すること。

(2) 畜舎等の補強

畜舎等の破損箇所、危険箇所を点検し、修理・補強をしておくこと。また、畜舎周辺の排水路を整備しておくこと。

(3) 畜産物の保管・出荷

生乳、鶏卵等畜産物の保管・出荷については、事前に災害時のとるべき措置を検討しておくこと。なお、生乳の保管は4度で48時間が限度であることから、隔日出荷のための保存場所を検討しておくこと。

(4) 家畜の退避

家畜の退避方法・退避場所等について事前に検討しておくこと。

(5) 停電時の処置

集乳場、育すう所等においては、停電の場合に備え自家発電機の整備等とるべき措置を検討しておくこと。

(6) 家畜の衛生対策

災害時には、炭そ、流行性感冒、豚丹毒、鶏ニューカッスル病などの家畜伝染病やその他の病気が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分に行うなど日常の飼養管理の徹底を図ること。

(7) 家畜の防疫・緊急救護体制の整備

家畜保健衛生所を中心に家畜防疫及び緊急救護体制を整備するとともに、家畜診療所においては、災害時に備えた緊急医薬品等の確保を図ること。

第4 晩霜と低温障害予防対策

1 農作物対策

(1) 野菜類

ア 二重トンネル、こも、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに、日中は高温にならないよう注意する。

イ 定植を一時遅らすもの、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植は、とくに地温12℃以上になってからとし、定植後は地温を上げるようにする。

ウ ハウストンネルでは高温後の低温時にはアンモニア、亜硝酸ガスの発生することがある。また、ストーブや練炭などを持ち込むと一酸化炭素の害がでる。

エ 土壌水分を十分にもたせる。

オ 予備苗を危険がなくなるまで持つ。

(2) 果樹

ア 種類別凍霜害危険温度は次のとおりであるので、早目に燃焼資材などを準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度〔1967中川、角田〕

種類	生育ステージ	霜害発生限界温度(℃)
う め	満 開 期	－7 ～－8
	幼 果 期	－3 ～－4
も も	満 開 期	－2.5
日 本 な し	満 開 期	－1 ～－1.5
	幼 果 期	－1 ～－1.5
ぶ ど う	ほ う 芽 ・ 展 葉	－2.5～－3
か き	ほ う 芽 期	－1.5～－2

(注)百葉箱内温度であらわす。

イ 人工交配を実施して結実を確保する。

ウ 樹勢着果状況等を勘案のうえ、摘果は2～3回に分けて行う。

第5 干害予防対策計画

- 1 各区、農家組合及び農業水利組合は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備・補修を行い、水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限に止める。特に揚水機は試運転を行い、揚水量を点検する。
- 2 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期する。なお、揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手する。
- 3 農作物については、次の措置をとる。
 - (1) 果樹、野菜等農作物全般に敷草を増施(10アール当たり1～2トン)して乾燥を防ぐ。
 - (2) 水源のあるところは水利権等について関係区と十分協議したうえ、ポンプ、樋等の使用により、極力用水の確保に努め、水が不足する場合は集中かん水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。
 - (3) 野菜、果樹等施肥の必要な場合は、かん水をかねてうすい液肥にし、日中をさけて夕方施す。
 - (4) 苗床の甘藍、白菜等は大苗にならぬよう節水覆で調節管理する。また、今後播種するものは、乾燥状態・かん水難易を考え状況により播種定植など遅らせる。なお、きゅうりなどの果菜類では、1日1株当たりの蒸散量は1～2リットルぐらいで水分が少ないと苦味の発生など品質低下をまねくためPF1.7～2.0に保つこと。
 - (5) 栗、桃、梅等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
 - (6) 干ばつ後、穂いもち病が発生するので、薬剤散布を励行する。

第9節 建造物防災計画

第1 計画の方針

災害による建造物の防災対策を実施し、市民の財産と建造物を利用する人々の安全の確保を図る。

1 建築物防災対策

(1) 建築物が備えるべき安全性としては、以下の性能の確保をめざす。

ア 構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

イ 防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を押さえ、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

ウ 耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

エ 使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。

火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

オ 良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

(2) 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて推進するものとする。

ア 適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工する。

イ 適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとる。

ウ 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこととし、京都府建築物耐震改修推進計画に耐震化率の目標を設定し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

2 宅地防災対策

宅地造成に伴う宅地災害対策については、がけ崩れ、土砂の流出による災害などに対

して安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策に努める。また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転等を推進する。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、京都府等との連携により被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、京都府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

市は、判定主体として、危険度判定に必要な調査表、判定シート等を確保するなど資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制を整備する。

第2 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進
- (4) ブロック塀の点検、撤去又は改修

2 多数の者が利用する特定建築物

劇場、ホテル、旅館、社会福祉施設等の多数の者が利用する特殊建築物については、高い防災性能が必要であり、京都府と連携して以下の対策を講じる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定の徹底
- (2) 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- (3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、耐震改修促進法の認定制度を活用した耐震改修の誘導

3 住宅、その他の建築物

市民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、不特定多数の利用する特定建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- (1) 地震時に市民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進

- (2) 市民に対する建築防災の普及・啓発推進
- (3) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (4) 耐震改修促進法による認定制度も活用した、補助による耐震改修の誘導
- (5) ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除去の促進
- (6) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。
- (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進

4 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

第3 宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、京都府との連携により都市計画法による開発許可制度等により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には京都府と連携して合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対して、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起する。

第10節 文化財防災計画

第1 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止して、これを公共のために保存することが不可欠であるので、文化財に関する防災業務の実施にあたっては特に災害の予防に重点をおき、万一の災害の際には的確な対応ができるように消防用設備の設置等を推進し、文化の向上に資するものとする。

第2 文化財の保全・指導内容

1 建造物

防災施設設備の対象として、各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自動火災報知設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

京都府指定・登録文化財・暫定登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

市指定文化財については、国指定、京都府指定文化財に準じた働きかけを行う。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐震・耐火のものとし、その設置にあたっては当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設備を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

3 史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区

史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

4 重要伝統的建造物群保存地区

本市美山町の北集落については、今後とも総合的な防災設備の整備を充実する。

※資料編2－（4）文化財一覧

第3 文化財保護対策

市及び市教育委員会は、文化財の所有者に対し、次の事項について指導する。

- 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して「文化財所有者のための防災マニュアル」の周知を図る、防災の組織の活用、災害時における防災の方法等文化財の防災措置
- 2 避雷針、自動火災報知設備、自動消火装置、水利施設等防災設備の整備
- 3 災害時における文化財の避難搬出について施設に応じた詳細な計画の作成
- 4 文化財防火デー等の行事に合わせた様々な実施訓練の計画
- 5 文化財の防火・防災に関係のある機関等との連絡、協力体制の確立
- 6 自衛消防隊の育成及び自主警備体制の強化並びに付近住民などによる自主防災組織の結成についての指導

第4 防災思想の普及

市及び市教育委員会は、防災思想の普及を図るため、次の事項を行う。

- 1 文化財に対する市民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- 2 所有者に対する管理保護についての指導と助言
- 3 府の防災事業に関する補助金及び融資の広報

第11節 危険物等保安計画

第1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

第2 危険物の予防対策

消防法第2条第7項に規定する危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状であり、京都中部広域消防組合が京都府消防安全課との連携により取り扱い事業所に対して次のような指導等を実施する。

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力な行政指導を実施する。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物とくに石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1をこえるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え必要な事項について指導する。

4 地震対策

屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討など、必要な事項について指導する。

※資料編2－（5）市内危険物施設数一覧表

第3 火薬類及び高圧ガス対策

京都府消防安全課が京都中部広域消防組合消防本部との連携により、取り扱い事業所に対して次のような指導を実施する。

1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速かつ的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

3 地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏えいを最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏えい防止措置を講じる。

4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

5 火災に対する予防

- （1）火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。
- （2）高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

6 保安指導

- (1) 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期的に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。
- (2) 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他の連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等の学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- (3) 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

第4 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入又は販売はできない。

毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。

南丹保健所の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。市は、必要に応じて、これに協力する。

1 予防対策

- (1) 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行う。
- (2) 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

- ア 表示による貯蔵場所の明示
- イ 貯蔵設備、方法の確立
- ウ 在庫数量の把握
- エ 貯蔵場所の検討

2 対策の内容

貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。

災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。

また、災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

第5 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の強化を図る。

第12節 消防組織整備計画

第1 計画の方針

各種災害の予防及び防除に対処するため、京都中部広域消防組合との連携を図りつつ、本市における消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び関係市町相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第2 消防組織の確立

青年層の都市等への人口流出、少子高齢社会の進行などに伴い、消防団員の確保が困難となりつつあるが、消防装備の近代化、機動化、水利施設の強化、団員の質的向上を図り、京都中部広域消防組合との連携を強化し、次のような対策を進める。

1 消防団の強化

- (1) 消防団員の教養訓練の強化、消防団員の資質向上
- (2) 消防団員の処遇改善
- (3) 消防団員の確保
 - ア 女性消防団員の加入促進
 - イ 大学等の協力による消防団員の確保
- (4) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上
- (5) 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進

2 消防計画の整備等

- (1) 消防計画の整備
- (2) 京都中部広域消防組合との連携強化
- (3) 自主防災組織の整備強化

※資料編2－(7) 消防団の設置等に関する条例及び消防団規則

第3 消防施設等の整備強化

国の示す「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」などに基づき、消防団の保有する機械器具の近代化、防火水槽、水道消火栓、消防井堰等の消防水利の設置を年次計画により整備強化する。

第4 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事を行い、さらに春秋2回の全国火災予防運動に際し、各種関係団体との連携により、市民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

- 1 春季火災予防運動
- 2 秋季火災予防運動

- 3 住宅用火災警報器設置の啓発
- 4 消防大会、消防操法大会に参加し消防意識の啓発と消防士気を高める。
- 5 関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

第5 相互応援協定

大災害発生に対して締結している相互応援協定は、第3章第6節第7のとおりである。

※資料編2－(6) 京都中部広域消防組合

第6 消防職・団員の教養訓練の促進

近年の消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して次の教育訓練に重点を置いて実施する。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

- 1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育
- 2 消防団員の幹部教育

第7 防火管理者の育成・指導

消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任させ、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の取扱いについて京都中部広域消防組合と連携して指導する。

第8 南丹市の消防計画

1 方針

消防はその施設及び人員を活用して市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけに止まらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害すなわち地震、風水害、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画の樹立を図るものとする。

2 消防計画の作成

市長は1の方針により火災防ぎょ計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておく。

3 消防活動

消防は2による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

(1) 出動対策

- ア 消防機関の招集計画の樹立により、招集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。
- イ 消防機関が有線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2) 消防（火災防ぎょ）計画

本市の消防計画は、次のような対策によることを基本とするものとする。

ア 火災警報発表時の対策

消防法第22条による火災警報発表時における火災事象は一般の防ぎょ対策では万全を期せられないので、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部所を考慮し、一般防ぎょ対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策とする。

イ 大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合における所要の誘導対策とする。

ウ 危険区域の防ぎょ対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物貯蔵所や取扱所が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

エ 特殊建築物の防ぎょ対策

官公署、学校、病院、旅館等の特殊建築物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるので、特殊な防ぎょ対策とする。

オ 危険物等の防ぎょ対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、指定可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

カ 台風時の防ぎょ対策

台風時における火災事象は、一般の防ぎょ対策では万全を期せられないので、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部所を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防ぎょ対策とする。

キ 山林（野）の防ぎょ対策

建物関係の防ぎょ対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防ぎょ及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

ク 飛火警戒の対策

飛火によって、第2、第3次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

ケ 消防水利の対策

地域ごとに水道給水系統、配管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

4 水防活動

洪水等による災害を警戒防ぎよし、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等については、第3章第7節「水防計画」に定めるところにより活動する。

5 その他の消防活動

(1) 地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防ぎよ活動により対処するが、予防対策としては市民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は、道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるので、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

(2) 山くずれ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防ぎよ、避難等の対策をたてて活動する。

(3) 救護活動

災害時、突発的大事故時を考慮して、救護隊の編成、車輛の借上転用、救護活動計画等を樹立して、救護業務の実施に努める。

第13節 鉄道施設防災計画

第1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるように諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

第2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- 2 河川改修に伴う橋りょう改良
- 3 のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 危険及び不良箇所の点検整備
- 11 落石、倒木警報装置の点検整備
- 12 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 13 その他防災上必要なもの

第14節 通信放送施設防災計画

第1 計画の方針

通信施設については、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画、「災害用伝言ダイヤル（171）」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

放送施設については、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講じうよう、各設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

第2 通信施設の防災計画

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- (1) 大雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力、防水構造化を行う。
- (2) 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (4) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要区間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、遠隔地等との通信途絶による孤立化を防止するため、次の通り移動無線網の整備充実を図る。

- (1) 小型無線電話機の増備

(2) 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル（171）」運用計画

災害時において電話がつながりにくい状況下での有効な情報伝達手段として導入する「災害用伝言ダイヤル（171）」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

6 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- (3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

第3 放送施設の防災計画

平常から次について準備しておく。

- 1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害を受ける地区への応急機材の配備）
- 3 無線中継状態の把握
- 4 移動無線機等の伝はん試験
- 5 交通路の調査
- 6 非常持出機器、書類の指定
- 7 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- 8 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- 9 その他必要と認められる事項

第15節 電気施設防災計画

第1 計画の方針

電気施設の防災については、平常から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。

第2 電気施設防災計画の内容

1 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実績、河床上昇等を加味した水位予測に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される個所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸水または冠水のおそれのある個所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入り口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁を組み合わせで対処する。

2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設置に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(3) 変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(4) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

4 雪害対策

(1) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

第16節 資材器材等整備計画

第1 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によることとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。

第2 応急復旧資材確保計画

1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材、器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

2 水防用施設資材器材

水防管理団体は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。

(現状の水防倉庫及び資器材の備蓄状況は、第3章第7節参照)

※資料編3－(20) 水防倉庫及び資材器材

(1) 水防倉庫

ア 水防用資材及び器材を備蓄するもので、担当堤防延長1kmから2kmまで1箇所とする

イ 大きさは33㎡以上とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

(2) 水防用資材器材

ア 資材中腐敗、損傷の恐れのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ 土のう袋、ブルーシート等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。

ウ 資材、器材を減損したときは、直ちに補充する。

※資料編2－(8) 応急復旧資材確保計画

第3 食料及び生活必需品の確保計画

1 生活物資の備蓄

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、市はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。

- (1) 市及び京都府は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日分以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。
- (2) 市は、備蓄物資を、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。
- (3) 備蓄倉庫を設け、災害発生当初、緊急に必要となる食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。さらに、指定避難所に必要な物資を提供できるよう、指定避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。
- (4) 南丹市人口の10％に相当する約10,500食の備蓄食料品を、年次計画の中で確保するよう努める。
- (5) 地元商店やスーパーマーケット、コンビニエンスストアと、災害時の食料調達に関する協定を事前に締結し、「流通食糧備蓄」に努める。

※資料編2－(9) 災害時備蓄食料品・飲料水、防災資器材・救急救援衛生用品等保有（備蓄状況）

2 米穀等食料の確保

- (1) 卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。
- (2) 災害の発生が予想される場合には、市内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。

3 物資の調達体制の整備

市内及び近隣市町の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に調達できる体制を確立する。

※資料編2－(10) 食料・物資の調達等系統

別表第1 食料品の調達等系統

別表第2 生活必需品の調達系統

別表第3 自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統

第4 物資輸送拠点の整備

市及び京都府は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資輸送拠点予定地をあらかじめ定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、市は物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに京都府及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を第3章第10節第15のように定める。

※資料編3－(29) 地域内輸送拠点

第5 燃料の確保に関する市民への広報

市は京都府と連携して平時から住民拠点SS（※）の役割や所在地について周知し、災害時にも市民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

※住民拠点SS 自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド。

第6 家庭動物の飼料等の確保

- 1 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分(7日以上が望ましい)のペットフード、ペットシート等の備蓄に努めるよう広報啓発する。
- 2 家庭動物(犬、猫)のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。

第17節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

市職員及び消防機関等関係者に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、あらゆる機会をとらえて個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいくよう、常に防災意識の高揚に努めるよう計画する。

また、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要性であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、防災知識の普及、意識の高揚にあたっては、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識をわかりやすく提供できるよう、優良なコンテンツのメニューの充実に努めるものとする。

第2 職員に対する防災研修

1 市地域防災計画の周知徹底

市地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

2 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

第3 防災リーダーの養成

地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、地域の防災士と連携し、その組織に対応した講座を実施する。

また、京都府や市消防団、自主防災組織、地域の防災士と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け人材」等の体制確立に努める。

第4 市民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する普及内容

次のような内容の普及を図る。

1 市地域防災計画の周知

市地域防災計画に定められているなかで、特に市民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底させる。

2 ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発

自宅周辺や指定緊急避難場所、指定避難所への避難途上にどのような危険があるのかを認識させて、各自がより安全な避難経路を決めておくよう周知し、災害時の避難行動を円滑なものとする。

3 過去に市内で発生した災害の紹介

過去に発生した大災害について、その時の実状と対策をとりあげこれを紹介し、再び同じ災害を繰返さないように市民に再認識させる。

4 災害時における市民の心構え

風水害、地震、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、避難場所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所等市民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

5 普及の内容

（1）災害に関する一般的知識

（2）日常普段の減災に向けた取組み

（ア）住宅、屋内の整理点検

（イ）火災の防止

（ウ）非常食料、非常持出品の準備

（エ）指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の確認

（オ）京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握

（カ）適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成

（キ）応急救護

（ク）物資の備蓄、耐震補強、家具、ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

（ケ）緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発

6 災害発生時における的確な行動

（1）場所別、状況別

（2）出火防止及び初期消火

（3）避難の心得

（4）「N T T災害用伝言ダイヤル（171）」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保

（5）自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

（6）自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

- (7) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- 7 地震保険、火災保険の加入の必要性
- 8 バリアフリー化
視聴覚障がい者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第5 市民への普及の方法

- 1 南丹市八木防災センター、南丹市日吉防災センターを防災知識の普及や防災集会等に有効に活用する。
- 2 市広報、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板、ビデオの他、メールやホームページ等を利用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。
特に、事前登録によるメールについては、防災の知識・意識向上のため、積極的に活用する。
- 3 京都中部広域消防組合と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
- 4 ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。
- 5 異常気象時等には随時防災行政無線やCATVの利用、広報車等による巡回を行い、防災知識の普及を図る。
- 6 防災の日（防災週間）、防災とボランティアの日（防災とボランティアの週間）、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。
- 7 次のような社会教育等を通じて普及する。
 - (1) 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
 - (2) PTA、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
 - (3) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

第6 学校等における防災教育

市及び京都府は学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。各学校等においては、防災に関する学習と指導を教育課程等の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携教育を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、次のように防災教育を推進する。

特に、すべての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わ

せて実践的な防災教育の実施に努める。

また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。

1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、大学等は当該学生等を支援するよう努める。

2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の養育及び応急手当等の技能の向上を図る。

3 防災教育の主な内容

- (1) 風水害の基礎的な知識
- (2) 災害時の行動
- (3) 応急看護
- (4) 消火器等の使い方
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所の位置、名称
- (6) 通学路周辺の安全
- (7) ボランティアとボランティア活動
- (8) 緊急時の連絡方法と連絡先

第18節 防災訓練・調査計画

第1 計画の方針

防災体制の整備に必要な防災訓練の実施及び災害時の危険が予想される箇所の事前調査の実施等について必要な事項を定める。

第2 防災訓練

市地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）が災害時に十分活用され的確に遂行できるように京都府、隣接市町、その他の関係機関と協力して、防災訓練を実施し関係機関との有機的な連携、職員の実践的実務の習熟及び防災思想の普及等により応急対策にあたる体制を強化するとともに、市民、自主防災組織、民間企業及びボランティア等の防災に対する関心の高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

広域的災害を想定し、各関係機関が参加しておおむね次により、原則として2年に1回実施する。

（1）訓練計画

総合訓練は、参加機関が協議し、訓練計画を策定して実施する。

（2）訓練の時期

防災週間又は災害の発生が予想される時期前

（3）訓練項目

ア 地域の災害リスクに基づき、現実在即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

イ 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況等を設定する。

ウ その他細部については、協議のうえ決定する。

（4）訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

2 複合災害を想定した訓練

地震、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

3 地域別訓練

支所別、自主防災組織、地区別等の単位、又は必要により連合して行う訓練で、地域

の災害の状況を想定し、消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。その際、訓練には極力市民が多数参加するよう配慮する。また、各自主防災組織においては、訓練計画を策定しておくものとする。

4 図上訓練

市域の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて図上訓練を実施するものとする。

5 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

6 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

7 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第3 防災調査

市域内の河川、ため池、山くずれ及び宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される箇所を事前に調査し、あるいは地震災害の被害想定規模等を科学的な立場から調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

1 防災パトロール

市長が実施責任者となり、市並びに京都府の防災担当責任者及び消防、警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、市が行い、関係機関の協力を求める。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防、応急及び復旧の諸対策をまとめる。

3 調査結果の周知

1及び2の調査結果を整理して、関係者に周知徹底を図る。

4 事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想できるものについては、その占有者、所有者又は管理者等に対し予告などにより、事前に指導を行うものとする。

※資料編2-(11) 防災調査 別記様式

第19節 自主防災組織整備計画

第1 計画の方針

市民の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について次の事項を基本として必要な事項を定める。(災害対策基本法第5条第2項、第7条)

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、指定緊急避難場所・指定避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

3 事業所等における自主防災体制の整備

事業所等は、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。

第2 地域における自主防災組織整備の計画

1 具体的な方針

(1) 市民の防災意識の高揚

市民に対する防災意識の普及を図るため、第17節「防災知識普及計画」、第18節

「防災訓練・調査計画」とともに、自主防災組織整備にむけてのパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位

市民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

ア 市民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 市民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 市の指導、助言等

市民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、市において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、自主防災組織のリーダー研修、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言、支援等を行う。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

ア 規約

(ア) 役員

- a 防災リーダー及びその任務
- b 班長及びその任務

(イ) 会議

- a 総会
- b 役員会
- c 班長会等

(ウ) 活動内容例

	平常時の活動	災害発生時の活動
情 報 班	情報収集訓練、情報伝達訓練 通信機器の習熟	災害情報の収集、伝達及び広報
消 火 班	消火訓練、消火用資機材の使用 方法及び消火技術の習熟	出火防止、消火活動
救 出 救 護 班	救出用資機材の習熟 応急手当の方法、救護所への連絡 方法、搬送の方法等について習得	負傷者、寝たきり老人等の救出 救護活動
避 難 誘 導 班	避難要領の習熟、避難場所まで迅速 かつ安全に避難できるようにする。 避難場所の確認 班員の避難時携行品をチェック	市民の避難誘導活動

給食給水班	炊き出し、ろ水器の使用等限られた資機材を有効に活用して食料や水を確保する方法、技術に習熟する	水・食料の配分、炊き出し等の給食、給水活動
-------	--	-----------------------

イ 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (ア) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (イ) 地域住民は災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
- (ウ) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。(特に土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等)
- (エ) 地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。
- (オ) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立て、かつ市が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (カ) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。
- (キ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (ク) 避難場所(指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。)避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (ケ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (コ) 独居の高齢者、障がい者等の要配慮者の把握と避難時の援助者を明確にすること。
- (サ) 災害後の地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報把握と市への情報提供を行うこと。
- (シ) 災害後の指定避難所の運営への参加を行うこと。
- (ス) その他自主的な防災に関すること。

第3 事業所等における取組

大地震等が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造若しくは保管する施設、多人数が従事する工場、事業所に

においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災体制の整備、防災訓練を定期的実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

1 対象施設

- (1) 中高層建築物、学校、旅館、病院、大規模店等多数の者が利用又は出入りする施設
- (2) 危険物、高圧ガス等を製造、保管及び取り扱う施設
- (3) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- (4) 複合用途施設、利用（入居）事業所が共同である場合
- (5) 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

2 組織活動要領

- (1) 対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

ア 役員

- (ア) 統括管理者及びその任務
- (イ) 班長及びその任務

イ 会議

- (ア) 総会
- (イ) 役員会
- (ウ) 班長会等

(2) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画や災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画を立て、かつ市、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。

ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。

カ 指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。

キ 地域住民との協力に関すること。

ク その他防災に関すること。

3 事業継続計画

企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。

第4 地区防災計画の作成

一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第20節 社会福祉施設防災計画

第1 計画の方針

要配慮者が利用する社会福祉施設は、災害時においても特に施設の被害を最小限にとどめ、主として利用者・来訪者の安全確保が重要であり、各施設の管理者・事業者と連携・協力して予防対策を推進する。

第2 予防対策

社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたり、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき、市の地域防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害又は土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

さらに、各施設の入所者は、災害時の行動等が不自由であることから、次の対策を講じるよう指導し、災害時の減災に努める。

1 防災設備等の整備

- (1) 老朽程度が著しい社会福祉施設については、耐震・耐火構造による改築等施設の整備を行う。
- (2) 消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
- (3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食料等の備蓄を行う。

2 防災体制の整備

- (1) 非常災害時に関する具体的計画を立て、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防災管理体制の整備に努める。特に夜間は悪条件が重なることから、消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討しておく。
- (2) 必要に応じて地域住民の協力が得られるよう、所在地域の自主防災組織との協力体制を確立しておく。
- (3) 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。
- (4) 市は、社会福祉施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

3 防災教育、防災訓練の実施

- (1) 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- (2) 施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力を得られるよう所在の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

第21節 交通対策及び輸送計画

第1 計画の方針

災害時における交通の混乱の防止及び緊急輸送道路の確保並びに円滑な輸送を実施するために必要な事項を定める。

第2 緊急輸送道路の確保

災害が発生した場合に、緊急輸送路として確保すべき道路は、次のとおりとする。

1 広域間の緊急輸送道路となる路線

京都縦貫自動車道、国道9号、国道162号、国道372号、国道477号、主要地方道綾部宮島線、主要地方道園部平屋線、主要地方道亀岡園部線、主要地方道京都日吉美山線、一般府道園部停車場線、主要地方道園部平屋線、主要地方道園部能勢線、主要地方道佐々江下中線、主要地方道日吉京丹波線、一般府道和泉宮脇線、一般府道郷ノ口室河原線、一般府道八木東インター線

（京都府地域防災計画、震災対策編で第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路として位置づけられている路線を抽出）

2 市内の防災基幹施設間を結ぶ路線

広域間の緊急輸送道路と、南丹市役所（本庁）、八木支所、日吉支所、美山支所、地域内輸送拠点（第3章第10節第15参照）などを結ぶ路線

※資料編3－（29）地域内輸送拠点

3 市内の防災基幹施設と、指定避難所等を結ぶ路線

第3 緊急交通路指定予定路線等の整備

警察による交通安全施設の整備・保全管理とともに、道路管理者においては、次のような対策を図るものとする。

- 1 土砂崩れ、雪崩等の危険区間における対策工の実施
- 2 拡幅、待避所の設置等の道路改良
- 3 橋梁被災等による通行困難時の迂回路の確保
- 4 その他必要な整備等

第4 緊急輸送車両の事前届出

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第3章第21節第5の定めるところにより、緊急輸送車両を対象にした事前届出を促進する。

第22節 医療助産計画

第1 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第2 医療救護体制の確立

医療救護体制は、南丹医療圏における地域災害拠点病院となる京都中部総合医療センター、並びに本市が運営している診療所、及び船井医師会等と連携を図りつつ、次のような体制の確立に努める。

- 1 救護所設定予定施設の指定
- 2 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備
- 3 医薬品の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
- 4 医療救護活動に関する応援要請及び医薬品・医療機器等の緊急供給要請の詳細要領の整備
- 5 後方医療機関等への搬送体制を確立するための臨時ヘリポートの環境整備
- 6 トリアージ（傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること）など、緊急医療に関する知識についての担当職員の研修
- 7 府が委嘱した災害医療コーディネーターの活用
- 8 保健所、市、医師会等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）への参加
- 9 業務継続計画（BCP）の策定
- 10 その他、必要な事項

第3 災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、府の整備する広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）を活用し、関係機関との連携を図る。

第4 市民等に対する災害時初期行動の普及・啓発

- 1 消防団、市担当職員等に災害時初期行動を徹底する。
- 2 市民、事業所に対する災害時初期行動の普及・啓発を図る。

第5 相互応援計画

本市は、次の応援協定を締結しており、災害時にはこの協定も活用して応急的な災害

時医療活動を緊密な連携のもとに迅速に実施する。

災害時等医療救護活動に関する協定（平成25年4月17日締結）

第6 ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域救急医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第23節 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1 計画の方針

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、指定避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、本章第20節「社会福祉施設防災計画」とともに、在宅の要配慮者対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知を図る。

第2 在宅の要配慮者対策の推進

1 要配慮者に係る支援体制の整備

（1）市における支援体制の整備

市の防災担当部局（危機管理課）と福祉担当部局（福祉事務所）との連携の下に、防災関係機関（京都中部広域消防組合、消防団、自主防災組織等）及び日頃から要配慮者と接している団体関係者（社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等）並びに地域住民と協力して、特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

（2）広域的支援体制の整備等

市と京都府は、相互の協力、連携体制を整備する。また、京都府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

（3）災害派遣福祉チーム（DWA T）体制の整備

京都府は、災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（DWA T）（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成）を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。

2 避難行動要支援者対策

（1）地域防災計画等における規定

市は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

南丹市に居住し、以下に規定する在宅の要配慮者のうち、避難行動要支援者とする。

- (ア) 1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者
- (イ) A判定の療育手帳を所持する者
- (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (エ) 要介護3・4・5の認定を受けている者
- (オ) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (カ) 75歳以上のみ(二人以上)で構成されている世帯の者
- (キ) 人工透析を受けている者
- (ク) 難病患者
- (ケ) 前各号に掲げる者のほか、特に支援が必要と認められる者

イ 避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。

- (ア) 京都中部広域消防組合園部消防署
- (イ) 南丹市消防団
- (ウ) 京都府南丹警察署
- (エ) 南丹市社会福祉協議会
- (オ) 南丹市民生児童委員
- (カ) 地域の自治区
- (キ) その他市長が必要と認める者

ウ 名簿作成に必要な個人情報 は次のとおりとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別

- (エ) 住所又は居住
- (オ) 電話番号
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他市長が必要と認める事項

エ 名簿の作成にあたっては、関係部署で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報、難病患者に係る情報等、関係部署や京都府等からの情報集約に努める。

オ 名簿情報の提供を受けた者は、情報の漏えいを防止し、適正な情報管理を図るため、次の措置を講じる。

- ・ 提供を受けた名簿情報は、施錠可能な場所に保管する。
- ・ 提供を受けた名簿の複製は行わない。
- ・ 名簿情報の提供を受けた各機関、団体においては、情報を取り扱う者を限定する。
- ・ 適宜名簿情報の取扱状況を確認し、更新時には市へ報告する。

カ 避難行動要支援者の支援を実施する場合、支援を実施する者、また、実施する機関、団体の長は、避難支援等関係者の生命及び身体の安全の確保に十分配慮する。

(3) 個別避難計画の作成

市は、防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。

また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

3 要配慮者の安全確保対策

- (1) 避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアルの作成・配布に努め、避難誘導時における要配慮者に対する特段の安全確保に努める。
- (2) 社会福祉協議会・介護保険事業者等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、災害発生時の要配慮者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。
- (3) 地域住民等の協力も得て、要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

4 要配慮者の生活確保対策

- (1) 食料及び生活必需品の確保にあたっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- (2) 避難場所の施設・設備については、要配慮者にも配慮した整備に努める。
- (3) 京都府との連携のもとに、要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受け入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
- (4) 指定避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。

また、指定避難所をユニバーサルデザインにするための取組や、要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム（DWA T）又は福祉避難サポートリーダー並びに

福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

5 防災知識の普及・啓発

- (1) 災害時に迅速・適切に避難できるよう、要配慮者それぞれの障がい等の状況にも配慮して、防災知識及び避難情報の普及・啓発に努める。特に、視覚障がい者、聴覚障がい者、精神障がい者、寝たきりの高齢者等への配慮には留意する。
- (2) 平素から在宅の要配慮者者の防災環境の把握に努めるとともに、防災上の相談・指導を行う。
- (3) 要配慮者にも防災訓練等への参加を呼びかける。また、防災訓練に際し、要配慮者の救出の訓練を実施するとともに、その知識の普及を図る。

第3 外国人の安全確保

- 1 京都府との連携により、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及に努める。
- 2 京都府との連携により、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備に努める。
- 4 防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 京都府との連携により、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第24節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

第1 計画の方針

市は、京都府災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2 平常時における清掃能力

※資料編2-(12) 平常時における清掃能力

第3 廃棄物処理等に係る防災計画

- 1 船井郡衛生管理組合と連携して、京都中部クリーンセンター等の廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - (3) 廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保する。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
 - (5) 市民、事務所に対して、災害時における被害甚大地域における廃棄物の収集、資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ・生ごみ等のごみの分別、がれきの自己搬入の原則など、廃棄物処理方法についての周知徹底を図る。
 - (6) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保すること。

第25節 行政機能維持対策計画

第1 計画の方針

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に市及び京都府は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第3 各種データの整備保全

災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な

保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第26節 ボランティアの登録・支援等計画

第1 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するには、市内外からのボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、市社会福祉協議会との連携強化を図り、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

第2 ボランティアの活動支援体制の整備

1 ボランティア等との連携

市及び京都府は、平常時から地域団体、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。

2 災害ボランティア

(1) 受入体制の整備

ア 災害ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後に、登録などの受入調整等を行うものとする。

イ 災害時には、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが、災害ボランティアの受入・派遣の受給調整、活動支援にあたるものとし、市は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

ウ 市は京都府と共に、京都府社会福祉協議会、市社会福祉協議会と協力し、設置された災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるよう体制を整えるものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの養成及び登録

ア 市社会福祉協議会は、一般ボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成を行う。市は必要な助言指導を行う。

イ 市社会福祉協議会に設置するボランティアセンター（以下「南丹市ボランティアセンター」という。）は、ボランティアコーディネーターの登録を行う。

ウ 南丹市ボランティアセンターは、ボランティアコーディネーター相互の情報交換や協力連携体制の確立を図るため、必要な措置を講じる。

(3) 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

市は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施

するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

3 専門ボランティア（専門的な知識技能を必要とする活動にあたるボランティア）

（1）協議会の設置

京都府が関係機関・団体とともに設置する災害ボランティア協議会に協力し、専門ボランティアの事前登録や派遣に関する事項についての必要な対策を講じる。

（2）登録制度

災害発生時に、緊急の連絡・調整を図り迅速に対応できるよう、別に定める専門分野について、ボランティア希望者をあらかじめ登録する。この登録制度は、活動分野ごとの所轄団体（登録実施主体）が運営する。

（3）研修及び訓練

市社会福祉協議会との連携により実施する。

第3 ボランティア活動に関するPR・啓発

- 1 市民に対し防災知識の普及にあたりとともに、災害ボランティア活動の意識等についても、京都府との連携による災害ボランティア活動マニュアルの普及等を通じて啓発を進める。
- 2 ボランティアに関する相談、情報提供窓口の充実やボランティア保険への加入促進を図り、ボランティア活動に参加しやすい条件整備に努める。
- 3 ボランティア休暇制度の導入等について、雇用主等の理解が得られるよう努める。

第27節 広域応援体制の整備計画

第1 計画の方針

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この節において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2 近隣市町との防災相互協力体制の整備

現在、本市及び京都中部広域消防組合は、第3章第6節第7に示す消防や災害医療救護活動等に関する応援協定を締結している。協定締結にあたっては、雪害の少ない市町村に対して、経験に基づく雪害対応等の相互応援についても考慮するものとする。これらを維持し、必要に応じて拡張するとともに、近隣市町等との災害時における次のような相互協力体制の整備に努める。

- 1 物資・人員等の相互応援
- 2 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換
- 3 気象情報等の相互交換
- 4 河川における治水対策、林野火災の予防に関する協力

※資料編3－（17）相互応援協定

第3 広域的応援受け入れのための体制の整備

- 1 広域的物資等の配送など応援を受け入れる拠点の指定をあらかじめ行う。
- 2 応援受け入れ拠点の開設、運営、応援要請等の要領をあらかじめ作成する。
- 3 応援者が活動しやすいように、案内標識、進入路標識等の設置に努める。

第28節 上下水道施設防災計画

第1 計画の方針

上水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給事業においては、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講じる。

下水道の各施設については、耐震構造とするとともに、災害時に予測される電力の供給停止、堤防の決壊等による水害、土砂災害等の二次災害に対処するための措置を講じる。

第2 上水道施設等の防災計画

- 1 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- 2 防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- 3 施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。
- 4 施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。
- 5 広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状態に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- 6 施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- 7 相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- 8 施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
- 9 飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

第3 下水道施設の防災計画

- 1 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施

設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

- 2 防災対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- 3 施設の防災性能の確保に努めるものとする。
- 4 広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- 5 施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- 6 相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運搬等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- 7 施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

第29節 学校等の防災計画

第1 計画の方針

学校その他の教育機関並びに保育所（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際、学校等が指定避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市の災害対策担当部局（危機管理課）やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、災害発生時の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために、対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校等が指定避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び指定避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、災害担当部局（危機管理課）等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校等の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

（1）発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時（在園時、在所時）
- ・ 学校等外の諸活動時
- ・ 登下校時（通園・通学時等を含む）
- ・ 夜間・休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

(2) 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 指定避難所としての運営方法等

指定避難所を運営する市担当職員が配置されるまでの間、指定避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で指定避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

指定避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び指定避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、指定避難所に対する支援や指定避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第3 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 指定避難所としての機能整備

域防災計画に指定避難所として位置づけられている学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、耐震性の確保など、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第4 防災教育・訓練の実施

学校等における防災教育は、第2章第17節第6「学校等における防災教育」による。

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障がいの有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第5 教育活動への配慮

1 指定避難所としての活用

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

2 敷地の活用

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第30節 避難等に関する計画

第1 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、市及び京都府は、災害の危険がある区域にいる住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等、避難計画の策定を行い、市民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第2 避難の周知徹底

1 事前措置

市及び京都府、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報（地域ごとの災害リスク）や災害時の情報の入手方法、第3章第8節「避難対策計画」の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、本章第17節「防災知識普及計画」及び本章第18節「防災訓練・調査計画」等を通じてあらかじめ徹底させておく。

その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日ごろから市民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、市は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市の避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、市と京都府が連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設

定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

※資料編 3－（25）避難地、避難所

2 避難指示等の周知

市は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせるための伝達手段は、第3章第8節第7の1に定める方法によるものとし、地域住民にあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保について留意するものとする。

市は避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

第3 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定と確保

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- （1）指定緊急避難場所については、市は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- （2）指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設で

あって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。

- (3) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

2 広域避難場所の選定

地震等による延焼火災が発生した場合などにおいても、市民の生命及び身体の安全を確保するため、次の基準により、あらかじめ広域避難場所等を選定しておくことができる。(現在の指定緊急避難場所は、資料編3-(25)避難地、避難所を参照)

- (1) 広域避難場所の収容可能人数は、避難者1人当りの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。
- (2) 指定緊急避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮する。
- (3) 大地震が発生した時にも崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- (4) 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- (5) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

3 避難場所区分けの実施

また、次の事項を勘案して指定緊急避難場所の区分けを実施し、市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。なお、指定緊急避難場所の定めのない地区は、広いオープンスペースに避難する。(現在の指定緊急避難場所の区分けは、資料編3-(25)避難地、避難所を参照)

- (1) 指定緊急避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 指定緊急避難場所の区分けに当たっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- (3) 避難人口は夜間人口に基づくが、指定緊急避難場所収容力に余裕をもたせる。

4 避難道路の選定と確保

市職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努めるも

のとする。

指定緊急避難場所に至る避難道路については、市街地の状況に応じて、次の基準によりあらかじめ選定しておく。

- (1) 避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。
- (2) 避難道路は、相互に交差しないこと。
- (3) 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- (4) 液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になる恐れがないこと。
- (5) 避難道路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、指定緊急避難場所周辺に指定緊急避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。

また、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

第4 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。

2 避難所情報の発信

京都府は、市の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。

3 円滑な避難所運営への配慮

市は高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

4 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

市は、京都府と連携し被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、配慮に努める。

5 新型インフルエンザ等市内感染者発生等に備えた対策

市は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、京都府と連携し、ホテルや旅館等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図り、各対象者の居住地の危険性を確認するよう周知するとともに、京都府と連携して受け入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等を除く）。

第5 指定避難所の選定・整備

風水害時の指定避難所の選定については、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を十分に考慮して選定する。

なお、浸水想定区域内の施設を指定する場合は、予測された浸水深や土砂災害危険箇所の分布等をふまえて安全な施設を指定する。

指定避難所として指定されている公共的施設においては、障害者トイレ、スロープ、ファックス、文字放送テレビの設置を図るなど要配慮者に配慮した設備の整備を図る。

第6 広域避難

1 市は、当該地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。

2 市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

3 市は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

4 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、京都府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関

する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

- 5 市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。
- 6 市は京都府に対し、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出を行うことができる。

第7 広域一時滞在

- 1 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる指定避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 2 市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する指定避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 4 市は域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。
- 5 市は京都府に対し、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出を行うことができる。

第8 避難計画

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

1 市地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。指定避難場所等の避難場所について、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て近隣市町村に設けるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者（及び個別避難計画にあつては避難支援者を実施する者）の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する

情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別避難計画策定等の避難誘導体制の整備について定めるものとする

- (1) 避難の指示等を伴う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布・寝具等の支給
 - エ 衣料・日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所の管理に関する事項
 - ア 避難収容中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
 - オ 運営方法についてのルール（市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）
- (6) 広域避難場所等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア 平常時における広報
 - (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (イ) ホームページ
 - (ウ) 住民に対する巡回指導
 - (エ) 防災訓練等
 - (オ) ハザードマップ（防災マップ）の利活用
 - イ 災害時における広報
 - (ア) テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知
 - (イ) Lアラート（災害情報共有システム）の活用
 - (ウ) ホームページによる周知
 - (エ) 広報無線、防災行政無線による周知

(オ) 広報車による周知

(カ) 避難誘導員による現地広報

(キ) 住民組織を通じた広報

(8) 孤立する恐れのある地区の対策に関する事項

災害時に孤立する恐れのある地区については、事前把握に努め、次のような予防対策を実施するとともに、災害時においても、地区の被害状況に則して適切な応急対策の実施に努める。

ア 孤立の危険性に関する普及啓発

イ 孤立地区の発生も想定した防災訓練などの実施

ウ 災害時に孤立する恐れのある地区の把握

エ 食料・飲料水の備蓄

オ 孤立時に有効な通信設備や臨時ヘリポートの整備など、情報連絡方法の確保

(9) 避難所運営マニュアルの整備

指定避難所は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を含む避難者に対して、運営面できめ細かい配慮を行うことが重要である。このため、市は、避難者の多様なニーズに応じた指定避難所運営を実施することができるよう、実際の災害も想定しつつ地域の実情に応じた実践的な指定避難所運営マニュアルを作成する。

(10) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

2 市の避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市長は、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

(2) 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動

を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定地区域の理解を促す。

(3) 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、下表「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

(4) 効果的な避難指示等の発令

過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、京都府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。

(5) 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

＜避難指示等一覧＞

警戒 レベル	避難情報	住民に求める行動	参考となる情報
警戒 レベル3	高齢者等 避難	高齢者等避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1）） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難	・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・キキクル（危険度分布）「警戒（赤）」 ・氾濫警戒情報
警戒 レベル4	避難指示	全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	・土砂災害警戒情報 ・キキクル（危険度分布）「危険（紫）」 ・氾濫危険情報
警戒 レベル5	緊急安全 確保 （注2）	命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・キキクル（危険度分布）「災害切迫（黒）」

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

避難指示等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

レベル 相当情報		洪水予報河川 (桂川、園部川)	水位周知河川 (田原川、棚野川)	左記以外の中小河川、内水等																		
河川の 性格		・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等																		
警戒レベル3 相当情報	高齢者等避難	・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。(※1) ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき(※1) ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い																		
		・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合																			
		避難判断水位 <table><tr><td>河川</td><td>観測所</td><td>水位</td></tr><tr><td>桂川</td><td>鳥羽</td><td>2.20m</td></tr><tr><td>園部川</td><td>小山</td><td>1.70m</td></tr></table>	河川	観測所	水位	桂川	鳥羽	2.20m	園部川	小山	1.70m	避難判断水位 <table><tr><td>河川</td><td>観測所</td><td>水位</td></tr><tr><td>田原川</td><td>殿田</td><td>1.90m</td></tr><tr><td>棚野川</td><td>静原</td><td>4.20m</td></tr></table>	河川	観測所	水位	田原川	殿田	1.90m	棚野川	静原	4.20m	
河川	観測所	水位																				
桂川	鳥羽	2.20m																				
園部川	小山	1.70m																				
河川	観測所	水位																				
田原川	殿田	1.90m																				
棚野川	静原	4.20m																				
警戒レベル4 相当情報	避難指示	・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき(※2) ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 ※3 氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。	・氾濫危険水位（特別警戒水位）(※2)に到達したとき(※3) ※2 氾濫発生水位から一定時間(※4)の水位変化量を差し引いた水位 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、氾濫危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間	・近隣で浸水が拡大																		
		・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合。	・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合	・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる																	
		氾濫危険水位 <table><tr><td>河川</td><td>観測所</td><td>水位</td></tr><tr><td>桂川</td><td>鳥羽</td><td>2.60m</td></tr><tr><td>園部川</td><td>小山</td><td>2.20m</td></tr></table>	河川	観測所	水位	桂川	鳥羽	2.60m	園部川	小山	2.20m	氾濫危険水位 <table><tr><td>河川</td><td>観測所</td><td>水位</td></tr><tr><td>田原川</td><td>殿田</td><td>2.60m</td></tr><tr><td>棚野川</td><td>静原</td><td>4.80m</td></tr></table>	河川	観測所	水位	田原川	殿田	2.60m	棚野川	静原	4.80m	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合
河川	観測所	水位																				
桂川	鳥羽	2.60m																				
園部川	小山	2.20m																				
河川	観測所	水位																				
田原川	殿田	2.60m																				
棚野川	静原	4.80m																				

警戒レベル5相当情報	緊急安全確保	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・氾濫開始相当水位に到達した場合。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合。 (災害発生を確認) ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合 (災害発生を確認) ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合 (災害発生を確認) ・近隣で浸水が床上に及んでいる ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。
------------	--------	---	---	--

注 水位が堤防の天端高に近づくなど、特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや行われたときで、下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など、特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル4相当の情報を提供する。

(2) 土砂災害

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	- 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」と判定された場合 - 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 - 前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化)が発見された場合
警戒レベル4相当情報	避難指示	- 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」と判定された場合 - 前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合
警戒レベル5相当情報	緊急安全確保	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) - 土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線(C L)を超過した場合 - 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」と判定された場合 (災害発生を確認) - 土砂災害が発生した場合

注：面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第9 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。

なお、市民の屋外避難に当たっては、市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

1 市

市は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。

2 京都府

京都府は、市が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。

そして京都府は、大規模災害発生時において車中泊避難の発生が多数になるおそれがあるときに備えて、次の施設に広域車中避難場所を整備することとし、あらかじめ広域車中避難場所の開設手順や運用方法を定めるとともに、必要な資機材・設備等を準備する。

施設名	所在地	駐車場（台数）
府民の森ひよし	日吉町天若	100台
丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代110-7	中央駐車場（約130台） 正門横駐車場（80台） 南駐車場（177台）※
上豊田グラウンド	京丹波町豊田シミ98番地	200台
グリーンランドみずほ	京丹波町大朴皿引1番地4（代表地番）	500台
京都中部マスターズ ビレッジ	京丹波町大朴	100台

※中央駐車場及び正門横駐車場が満車になった際に、活用を検討

また、民間施設の車中避難場所は次の施設とする。

施設名	所在地	駐車場（台数）
ホームセンター コーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9-1	353台
ホームセンター コーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4-1	201台

さらに、京都府ホームページ上で、京都府・市町村が位置付けた車中避難場所を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する。

第3 1 節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1 計画の方針

市は、京都府と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

市は、京都府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い

第3 総合的な集中豪雨対策の促進

市は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

第4 事業所等への要請

市は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。また事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかけ

る。

第5 観光客等への支援の検討

- 1 市は京都府と協力し、災害時に多くの滞留者が発生すると想定される駅や観光地における観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。また、駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして一時滞在施設の確保に努める。
- 2 市は京都府、観光協会、鉄道事業者、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語（英語以外を含む）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。また、外国人向けの防災訓練の実施並びに日本における災害の重大さ、災害関連情報の入手手段及び災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、市民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするように呼びかける。

第32節 突発的大事故に対する予防計画

第1 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス等の漏えい・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物劇物の飛散・漏えい・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、大規模な火災（林野火災、交通機関の火災を除く。）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生する恐れがある突発的大事故への対策は、京都府地域防災計画事故対策編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、次のような処理すべき事務または業務の大綱を受け持つ本市が関係機関と連携して推進する予防対策を中心に定める。

京都府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合は、本市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき対応することとする。

なお、大規模火災とは、おおむね消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に相当するものをいうものとする。

また、本市が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、市地域防災計画の他の節の内容を援用する。

本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他の消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 危険物等に関する規制
- (9) 二次災害防止のための活動
- (10) 付近住民に対する情報提供

第2 情報収集・連絡体制の整備

人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近の施設及び交通、通行車両等の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を確立しておくものとする。

突発的大事故時の本市に直接関わる情報連絡系統は、おおむね別記1の通りであり、

消防本部・署及び京都府南丹広域振興局または他消防本部、他市町と通報・伝達を行い、これを必要に応じて消防庁に伝達することになる。

第3 情報通信手段の整備

突発的大事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第4 情報の分析・整理

情報の適切な分析・整理のため、平常時より、自然現象、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

第5 気象情報等の伝達（林野火災の場合）

市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

市長は、火災警報を発表したとき、林野火災の予防上必要な措置を取らなければならない。

第6 防災活動体制の整備

1 動員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

2 防災関係機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、本市地域防災計画（一般計画編）第2章第27節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

3 救助・応急活動

（1）救助・救急活動

搜索、救助・救急活動の円滑な推進のため、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

（2）医療活動

医療活動の円滑な推進のため、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

4 施設・設備の準備

その他、的確な応急対策活動を行うことが出来るように、危険物等の流出時の防除活動のための資機材、電源等の確保に努める。

第7 避難地及び避難路の整備

- 1 市及び大規模収容施設管理者等は、突発的大事故や災害の発生現場の周辺住民等を安全な場所に避難させるため、指定緊急避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した計画となるようにする。

第8 緊急輸送活動体制の整備

- 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板などの道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うために、警察等は平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第9 防災知識の普及

市、京都府、消防機関の関係防災機関は、本市地域防災計画（一般計画編）第2章第17節「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、防災週間等を通じ、事業者、市民に対し、危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を行う。

第10 消防機関等の措置

市、京都府、消防機関の関係防災機関は、本市地域防災計画（一般計画編）第2章第12節「消防組織整備計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- 1 防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。
また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。
- 2 消防用機器・資機材等の整備を促進する。

第11 林野火災の予防に係る巡回監視、入山者、林内作業者に対する措置

- 1 巡回監視
林野火災発生危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に緑の指導員を活用し、指導、啓発、監視等を行い林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

2 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因はタバコ、焚火等の不始末など入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業時における不用意な火の取扱によるものが主因であるので、この予防を図るため、次の措置を行うものとする。

(1) 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとるものとする。

ア 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

イ みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。

ウ 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

(2) 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは、次の体制をとるものとする。

ア 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置する。

イ 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け、標識及び消火設備を完備する。

ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。

(3) 火入れ作業等に対する措置

ア 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。

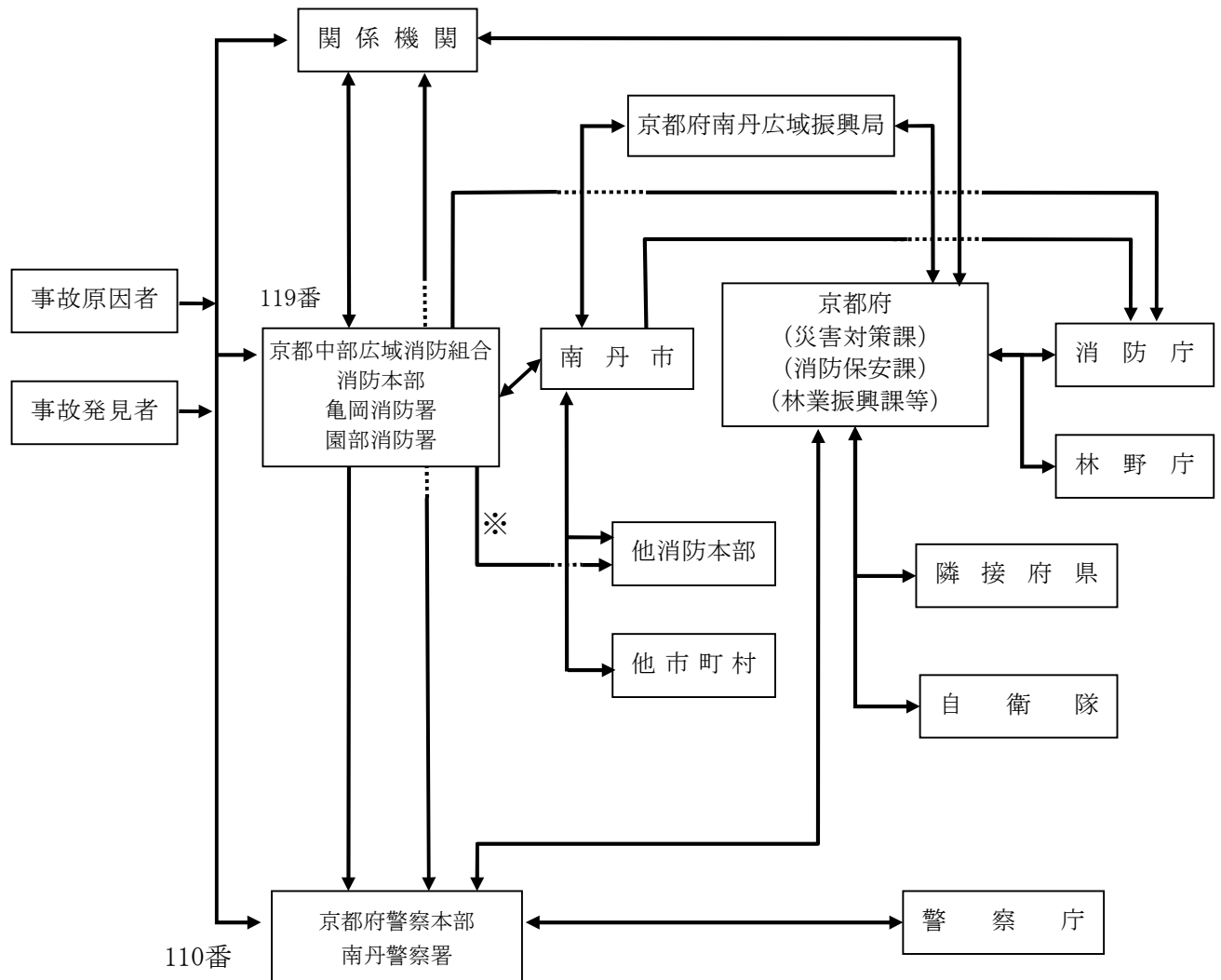
イ 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、防火線の配置等について明確に指示する。

(4) 宅造地等の雑草処理に伴う火入れ作業等に対する措置

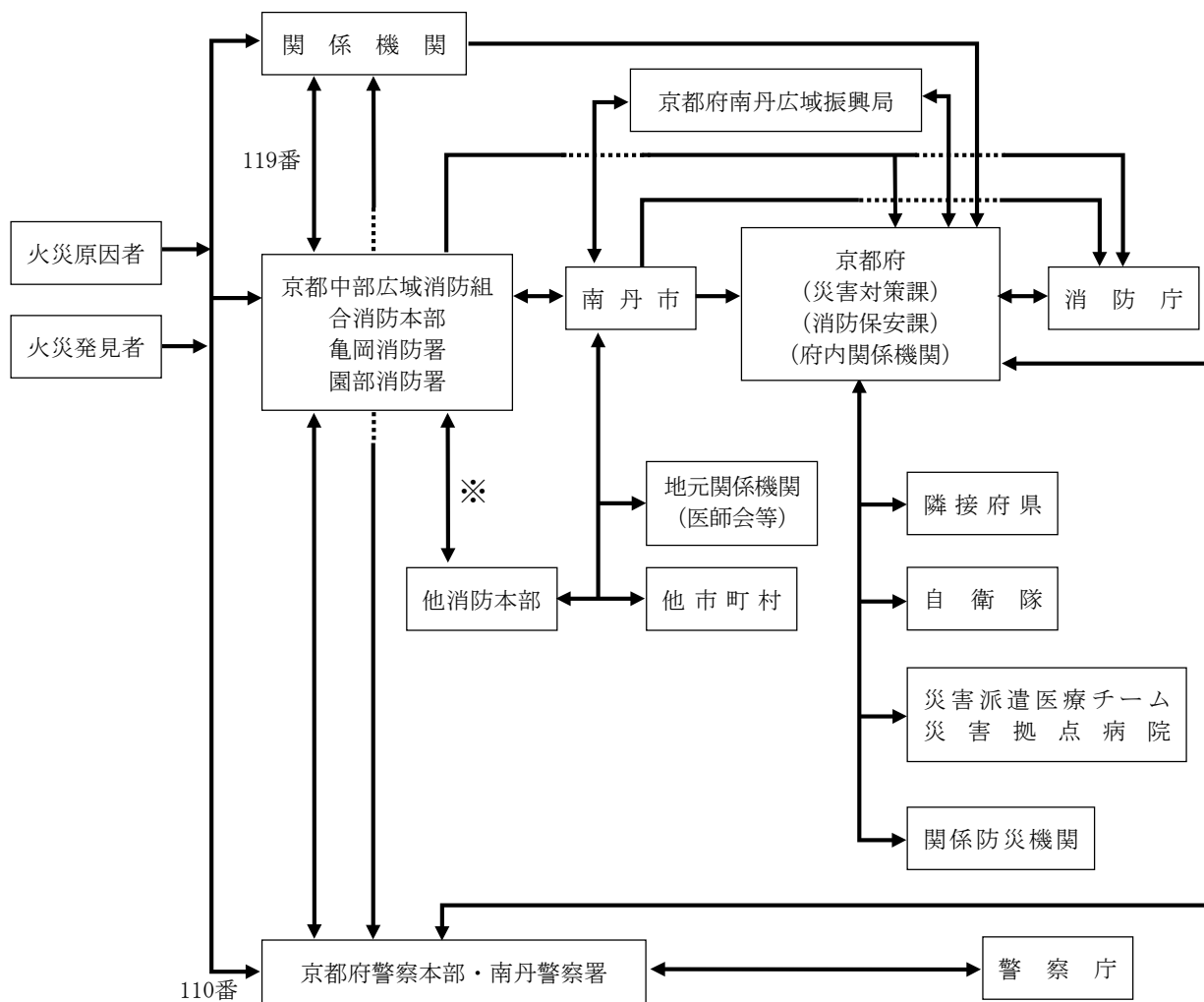
ア 雑草等を焼却により処理しようとする者は、森林への延焼防止のため消防署及び市長へ届出た後火入れを行うものとする。

イ 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、消火栓の配置等について明確に指示するものとする。

別記1 突発的大事故時の情報連絡系統（例：林野火災対策の場合）



別記2 突発的大事故時の情報連絡系統（例：大規模火災対策の場合）



※ 京都府消防広域応援基本計画に基づいて、情報連絡を行う。